



神奈川県

資料2

# かながわ農業活性化指針 改定案

令和5年 月

神奈川県

## 目 次

はじめに	1
<b>I かながわ農業活性化指針について</b>	<b>2</b>
1 位置付け	2
2 改正の趣旨	3
3 目標年度	3
4 推進体制	3
<b>II これまでの取組と課題</b>	<b>4</b>
<b>III かながわ農業の現状</b>	<b>5</b>
1 担い手	5
2 農地	5
3 農業産出額	7
<b>IV 農業を取り巻く環境の変化</b>	<b>8</b>
1 食料の消費構造の変化	8
2 経済のグローバル化	8
3 持続可能な社会実現への貢献	8
4 食の安定供給を脅かす様々なリスク	9
5 デジタル技術の発展と農業分野でのスマート技術の活用	10
6 「食料・農業・農村基本計画」の策定	10
7 農業経営基盤強化の動き	10
<b>V 基本目標と施策の方向</b>	<b>11</b>
1 目指す姿	11
2 基本目標（総合的な数値目標）	12
3 施策の方向	14
<b>VI 取組内容と数値目標</b>	<b>18</b>
施策の方向1 生産性の向上と担い手の育成・確保 ～しっかりつくる、引き継ぐ～【生産】	
1 取組内容	18
2 施策の数値目標	29
施策の方向2 新鮮で安全・安心で魅力ある農畜産物の利用拡大 ～県民にとどける、よろこばれる～【消費】	
1 取組内容	31
2 施策の数値目標	36
施策の方向3 環境に配慮した農業の推進と生産環境の保全 ～環境にやさしい、まもる～【環境】	
1 取組内容	37
2 施策の数値目標	43
参考資料	44
1 統計資料	44
2 用語説明	49

## はじめに

本県では、温暖な気候や大消費地に近いという利点を生かして、野菜や果実のほか、牛乳、豚肉など生鮮食料を中心に多彩な農畜産物が生産され、県民に新鮮で安全・安心な食料が供給されています。

県産野菜の主力品目であるダイコンやキャベツでは、三浦半島地域を中心に、優良品種の選定や機械化などの取組により高品質化・省力化が進み、全国有数の露地野菜の産地を形成しています。また、戦前に石垣栽培から始まったイチゴでは、ビニールハウスの導入や品種改良などにより県内全域に栽培が普及し、現在ではイチゴ狩りや直売の取組が展開されています。果樹では、温暖な気候を活用し、ミカンやキウイフルーツなどの栽培が行われ、近年では県育成カンキツ品種‘湘南ゴールド’の生産が拡大し、販売も順調です。また、畜産では、消費者が近くにいる強みを生かして、アイスクリームの加工販売などの取組も行われています。

本県農業は、「品質の良い農畜産物をつくりたい。県民によるこんで食べてもらいたい。」という農業者の思いや、技能、知恵、記録、たゆまぬ努力が代々引き継がれ、築き上げられたものであり、優れた農業技術と創意工夫によって、発展してきました。

しかし、担い手の減少や高齢化、農業資材価格の高騰、荒廃農地の増加など、農業を取り巻く状況は依然として厳しく、また、経済のグローバル化やデジタル技術の進展、地球温暖化等による自然災害の頻発化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など社会の大きな変化の中にあり、働き方や価値観が多様化しています。

農業は、食料の安定供給に加え、良好な景観の形成や防災、県土の保全など、県民の安全・安心で豊かな生活に大きな役割を果たしています。本県農業が時代の変化に対応し、こうした役割を持続していくためには、担い手を確保し、県民の理解を得ながら、農業とその生産基盤である農地を守り、農業者や県民にとって「魅力ある農業」として、次世代にしっかりと引き継がれていくことが必要です。

こうしたことを踏まえ、本県農業の基本指針となる「かながわ農業活性化指針」を、このたび、改定しました。指針では、「農業の活性化による地産地消の推進—魅力ある農業を次世代につなぐ—」を基本目標としています。目標達成のため、「生産性の向上と担い手の育成・確保」、「新鮮で安全・安心な魅力ある農畜産物の利用拡大」、「環境に配慮した農業の推進と生産環境の保全」の3つの施策の方向を設定しました。これまで取り組んできた施策を継続しつつ、多様な担い手の育成・確保やスマート技術の導入、省エネ技術など脱炭素化につながる取組など各種施策を展開し、地産地消を推進していきます。

# I かながわ農業活性化指針について

## 1 位置付け

県では、神奈川県都市農業推進条例（以下「条例」という。）において、都市農業<sup>1</sup>の持続的な発展に努めることとしており、条例に基づき「かながわ農業活性化指針」（以下「指針」という。）を策定し、基本的施策の総合的かつ計画的な推進を図っており、都市農業振興基本法（平成 27 年法律第 14 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく地方計画として位置付けています。

また、県政運営の総合的・基本的指針を示す「総合計画（かながわグランドデザイン）」における政策分野「産業・労働」の個別計画として、総合計画を補完するものとなっています。

### ■神奈川県都市農業推進条例（平成 18 年 4 月施行、令和元年 12 月 24 日改正）

#### 目的

都市農業の持続的な発展に関する施策の総合的かつ計画的な推進、食料等の安定供給及び農業の有する多面的機能の発揮を図り、もって現在及び将来の県民の健康で豊かな生活の確保に寄与すること

#### 基本理念

- 1 新鮮で安全・安心な食料等の安定供給と地産地消の推進
- 2 多様な担い手による農業資源の維持・確保と農業の発展
- 3 市街地及びその周辺にある農地の保全
- 4 農業の有する多面的機能の発揮と循環型社会への貢献

#### 基本的施策

- |                                  |                                 |
|----------------------------------|---------------------------------|
| 1 安全・安心な食料等の供給の推進                | 9 市街地及びその周辺にある農地の保全の推進          |
| 2 地産地消の推進                        | 10 地域の農業を生かした県民と農業者との交流の推進      |
| 3 農業経営の安定化の推進                    | 11 未利用資源の有効活用の促進を通じた農業の生産性向上の推進 |
| 4 農業経営の高度化並びに農業者及び農業関係団体の情報交換の促進 | 12 環境に調和する農業生産の推進               |
| 5 食と農に対する県民の理解の促進                | 13 その他都市農業の持続的な発展のために必要な施策の推進   |
| 6 農業の多様な担い手の育成及び確保の推進            |                                 |
| 7 農業の生産基盤の確保及び整備の推進              |                                 |
| 8 農地の有効利用の促進                     |                                 |

#### ■指針の改定等について

条例では、総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を指針において定めることとされています。

- |             |                                    |
|-------------|------------------------------------|
| 平成 18 年 6 月 | 平成 17 年 3 月に策定した指針を条例に基づく指針として位置付け |
| 平成 24 年 3 月 | 指針を改定                              |
| 平成 29 年 3 月 | 指針を改定                              |

<sup>1</sup> 神奈川県都市農業推進条例において、「都市に生活する県民に対し、新鮮で安全・安心な食料等を供給し、及び農業の有する多面的機能を提供する役割を担う神奈川県全域で営まれる農業」を都市農業としている。

## 2 改定の趣旨

条例では、「定期的に指針を検証し、必要に応じ指針の変更を行わなければならない」とされており、前回は平成 29 年 3 月に指針を改定しました。

その後、国の新たな「食料・農業・農村基本計画」や、「みどりの食料システム戦略」の策定、経済連携協定や自由貿易協定の発効、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う国内経済への影響、スマート技術の実用化など、農業を取り巻く環境が大きく変化したことから、これらに対応するため指針を改定しました。

## 3 目標年度

本指針では、2032（令和 14）年度を目標とします。

## 4 推進体制

地域の創意工夫が存分に発揮できるよう、農業者の主体的な取組を基本に、市町村をはじめ農業団体や他産業関係者、県民等が、それぞれの役割を担いつつ、相互に連携した取組を推進します。

## Ⅱ これまでの取組と課題

平成 29 年に改定したかながわ農業活性化指針では、「農業の活性化による地産地消<sup>2</sup>の推進－医食農同源<sup>3</sup>による県民の健康増進－」を基本目標とし、「県民ニーズに応じた農畜産物の生産と利用の促進」「安定的な農業生産と次世代への継承」「環境と共存する農業」の3つの施策の方向を定め、農業の持続的な発展に向けた取組を進めてきました。

主な取組としては、県産農畜産物の利用拡大のため、県民ニーズに応じた新鮮で安全・安心な農畜産物の生産・販売や6次産業化の取組の支援を行いました。

また、県民に安定的に県産農畜産物を提供するため、担い手の育成・確保やトップ経営体<sup>4</sup>の育成、農業生産基盤<sup>5</sup>の整備等に取り組みました。

さらに、本県農業を持続的に発展させるため、環境と共存する農業を目指し、農地の活用・保全や農業体験と交流の場の確保、環境保全型農業<sup>6</sup>の推進に取り組みました。

しかし、県産農畜産物の販売額や農地面積は減少しており、また、担い手の減少や高齢化が続いていることから、今後も、農地を維持し、県民に安定的に農畜産物を供給していくためには、引き続き、担い手を育成・確保するとともに、経営規模を拡大できる農業経営体<sup>7</sup>の育成が必要です。

また、県産農畜産物の販売額を増加させるためには、スマート技術の導入や農業基盤の整備等により生産性の向上を図るとともに、ブランド力の強化や高付加価値化が必要です。

<sup>2</sup> 地域の需要に即した生産を行い、その産物を地域で消費するための取組。

<sup>3</sup> 病気を治療するのも、日常の食事をするのも、ともに生命を養い健康を保つために欠くことのできないもので、源は同じだという考えに、さらに食材等を育てる「農」を取り込んだ健康観のこと。

<sup>4</sup> 優れた経営感覚を有し、常時雇用の導入等により高い生産力を確保した年間販売額 3,000 万円以上の経営体。

<sup>5</sup> 農作物の生産に必要な頭首工、用水路、排水路、農道やほ場などの土地や施設。

<sup>6</sup> 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の低減に配慮した持続的な農業。

<sup>7</sup> 農業を営む個人または法人（詳細は用語説明 51 ページを参照）。

### Ⅲ かながわ農業の現状

#### 1 担い手

- ・農業経営体は2015（平成27）年の13,809経営体から約17%減少し、2020（令和2）年に11,402経営体となっています。この間の減少率は、全国の減少率22%に比べ低くなっています。
- ・基幹的農業従事者数<sup>8</sup>は2015（平成27）年の20,901人から21%減少し、2020（令和2）年に16,455人となっています。一方で、65歳以上の割合は増加しています（図1）。
- ・新規就農者数は近年160人前後で推移しており、新規参入者などの農家後継者以外の割合が増加傾向となっています（図2）。
- ・農産物販売金額規模別の経営体数は、3,000万円以上の規模では2015（平成27）年の273経営体から4%減少し、2020（令和2）年に263経営体となっています。
- ・法人化している農業経営体は2015（平成27）年の268経営体から10%増加し、2020（令和2）年に294経営体となっています。この間の増加率は、全国の増加率13%に比べてやや少なくなっています。

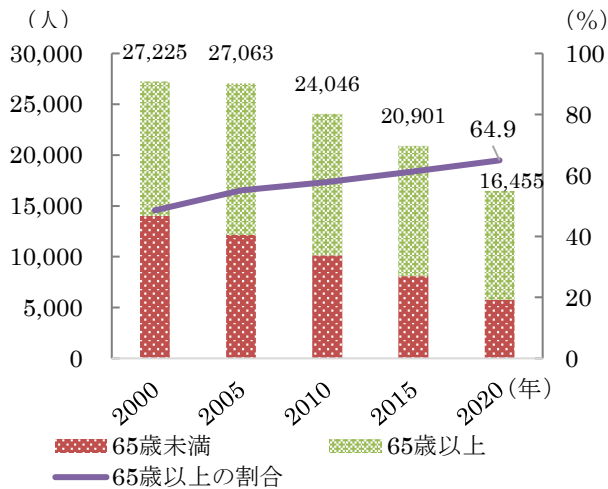


図1 基幹的農業従事者数と65歳以上の割合

（農林業センサス<sup>9</sup>より作成）

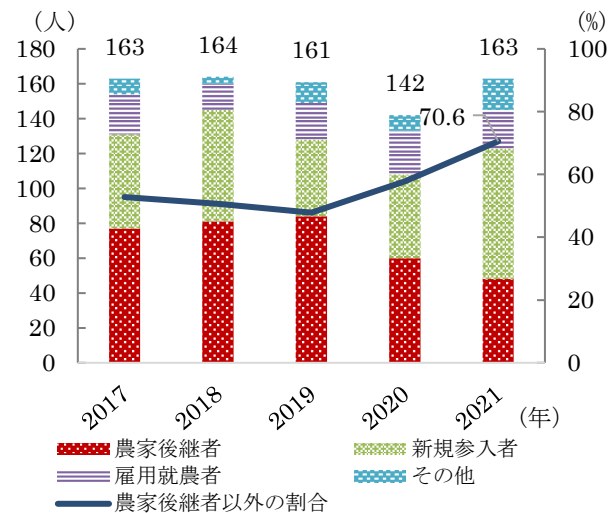


図2 就農形態別就農者数

（農業振興課調べ）

<sup>8</sup> 15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者。

<sup>9</sup> 我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、5年ごとに国が行う調査。

## 2 農地

- ・農地面積は2015（平成27）年の19,600haから6%減少し、2020（令和2）年に18,400haとなっています（図3）。
- ・農業経営体1戸当たりの経営耕地<sup>10</sup>面積は2015（平成27）年の81.6aから5%増加し、2020（令和2）年に85.8aとなっていますが、全国平均の3.0ha（2015年からの増加率20%）と比べて小規模となっています。
- ・認定農業者<sup>11</sup>等への農地の集積率は徐々に増加しており、2021（令和3）年は21.2%となっています（図4）。
- ・荒廃農地<sup>12</sup>面積は2015（平成27）年の1,269haから14%増加し、2020（令和2）年に1,441haとなっています。再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の割合も年々増加しています（図5）。

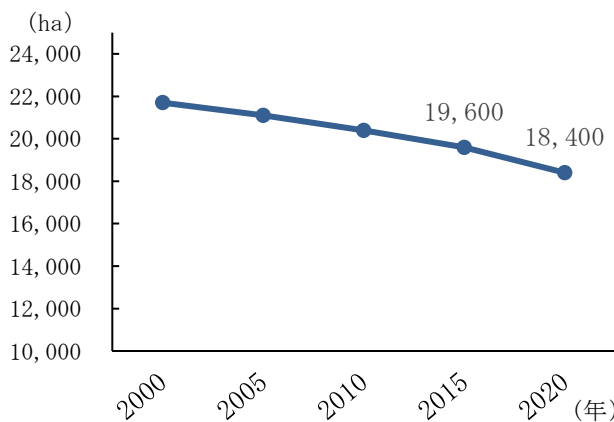


図3 農地面積  
（農林水産省「作物統計調査」より作成）

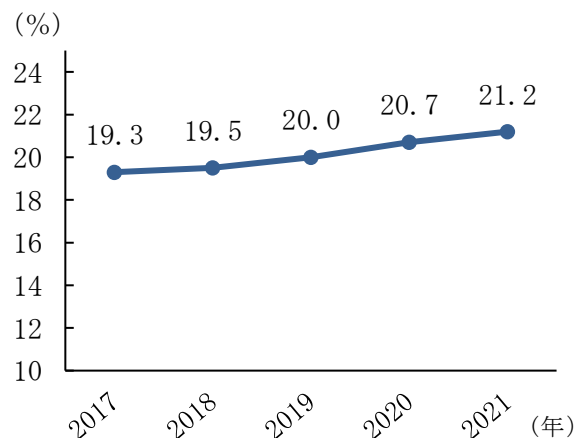


図4 認定農業者等への農地集積率  
（農林水産省「担い手の農地利用集積状況調査」より作成）

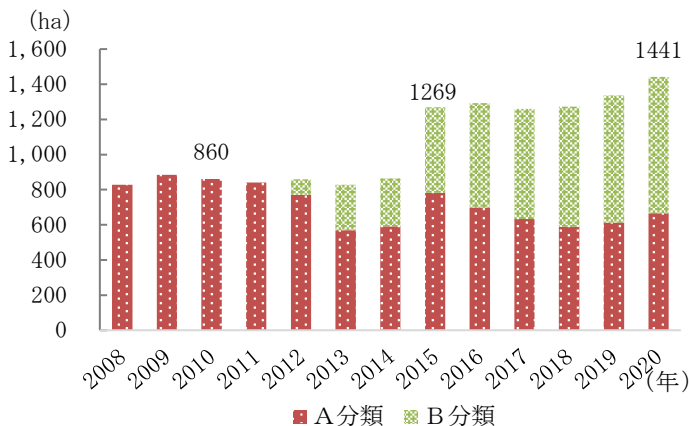


図5 荒廃農地面積（A分類、B分類）  
（農林水産省「荒廃地の発生・解消状況に関する調査」より作成）

### 【用語解説】

A分類：再生利用が可能な荒廃農地（農地法第32条第1項第1号に該当する農地）

B分類：再生利用が困難と見込まれる荒廃農地

※2015（平成27）年から調査範囲が市街地の農地を含む県内の全ての農地に拡大したため数値が大きくなっている。

<sup>10</sup> 農業者や農業法人等の経営体が経営している耕地で、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計。

<sup>11</sup> 農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画を作成し、市町村長等からその計画の認定を受けた者。

<sup>12</sup> 現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では農作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。



### 3 農業産出額<sup>13</sup>

- ・2016（平成28）年から2020（令和2）年までの5年間の農業産出額の平均は739億円で、2020（令和2）年は659億円でした（図6）。農業産出額の内訳を見ると、野菜が約5割を占めています（図7）。
- ・2015（平成27）年と2020（令和2）年と比較すると、野菜、果実、花き、生乳及び鶏卵で減少しました。その要因として、2018（平成30）年の台風による農業用ハウスの被災や、農畜産物の価格低迷などがあげられます。

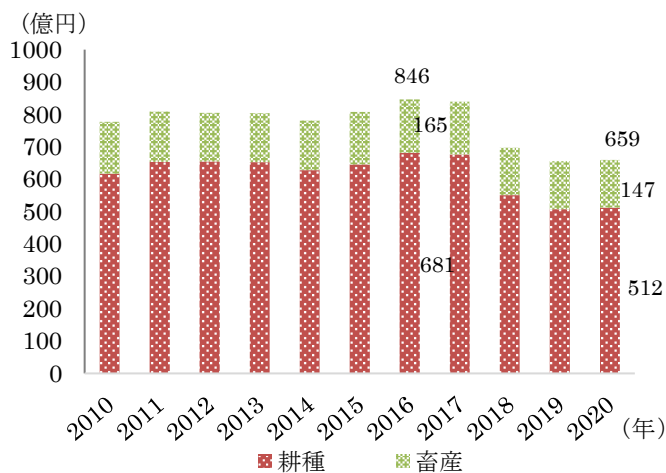


図6 農業産出額

（農林水産省「生産農業所得統計」より作成）

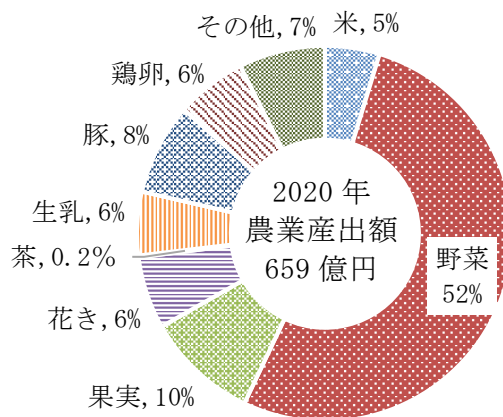


図7 農業産出額の内訳

（農林水産省「生産農業所得統計」より作成）

<sup>13</sup> 当該年における都道府県別の農産物及び加工農産物の品目毎の生産数量に品目毎の農家庭先販売価格（消費税を含む。）を乗じて求めた推計値。

## IV 農業を取り巻く環境の変化

### 1 食料の消費構造の変化

人口減少、少子高齢化等により国内市場が縮小傾向となっている一方で、単身世帯や共働き世帯の増加など社会構造やライフスタイルの変化に伴い、食の外部化<sup>14</sup>など食に対するニーズは変化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い国内経済が大きな影響を受けました。外出自粛等により、外食向けの農産物の需要が影響を受けましたが、家庭需要の増加により、インターネット販売等による新たな取引が広がりました。

### 2 経済のグローバル化

2018（平成30）年12月にTPP11協定が、2019（平成31）年2月に日EU経済連携協定が、2020（令和2）年2月に日米貿易協定がそれぞれ発効されるなど、農業を含む経済のグローバル化が大きく進展しています。農業分野では、牛肉・豚肉の畜産物などを中心に、関税引き下げによる輸入量の増加や国内価格の低下等の影響が懸念されています。

また、ウクライナ問題等の不安定な社会情勢や気候変動等により、燃油、肥料、飼料等の価格が高騰し、農畜産業はこれまでにない対応を迫られています。

### 3 持続可能な社会実現への貢献

国連は、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2015（平成27）年9月の国連サミットで「持続可能な開発目標（SDGs）」を採択しました。2030（令和12）年を期限として17のゴールと169のターゲットが設定されて、農業分野では持続可能な農業の推進や健康と福祉の確保、持続可能な消費と生産などの目標が掲げられています。

国では、2021（令和3）年5月に中長期的な方針として「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年までに目指す姿として、CO<sub>2</sub>ゼロエミッション化<sup>15</sup>の実現、有機農業<sup>16</sup>の取組面積割合の拡大等に向け、戦略的に取り組むとしています。

<sup>14</sup> 共働き世帯や単身世帯の増加、高齢化の進行、生活スタイルの多様化等を背景に、家庭内で行われていた調理や食事を家庭外に依存する動向。

<sup>15</sup> 二酸化炭素の排出をゼロにすること。

<sup>16</sup> 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。

## 4 食の安定供給を脅かす様々なリスク

近年、台風や豪雨など大規模な自然災害が頻発しており、今後も異常気象による大規模災害のリスクが懸念されます。また、地球温暖化による気候変動は、生育障害や品質低下、病害虫被害など農業生産にも影響を及ぼしており、これらに適応するため新たな生産技術や品種を開発・普及する必要があります。

家畜伝染病については、東アジア地域では依然としてアフリカ豚熱<sup>17</sup>や口蹄疫<sup>18</sup>が継続して発生していることに加え、国内においても豚熱<sup>19</sup>や高病原性鳥インフルエンザ<sup>20</sup>が多数発生しており、農場における発生リスクの高い状況が続いています。

### ■みどりの食料システム戦略

SDGs や環境を重視する国内外の動きが加速する中、我が国の食料・農林水産業において持続可能な食料システムを構築するため、農林水産省は、2021（令和3）年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定しました。

「みどりの食料システム戦略」では、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するため、調達から生産、加工・流通、消費の各段階における取組を推進することとしており、2050年の目指す姿の実現に向け、次のとおりKPIと2030及び2050年の目標を設定しています。

#### ○ KPIと目標設定状況（農業分野抜粋）

KPI(重要業績評価指標)	2030年目標	2050年目標
農林水産業のCO <sub>2</sub> ゼロエミッション化(燃料燃焼によるCO <sub>2</sub> 排出量)	1,484万t-CO <sub>2</sub> (10.6%削減)	0万t-CO <sub>2</sub> (10.6%削減)
農業機械の電化・水素化等技術の確立	既に実用化されている化石燃料使用削減に資する電動草刈機、自動操舵システムの担い手への普及率 50%	(2040年技術確立)
化石燃料を使用しない園芸施設への移行	加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合 50%	化石燃料を使用しない施設への完全移行
化学農薬の使用量(リスク換算)の低減	リスク換算で10%低減	11,665(リスク換算値*) (50%低減)
化学肥料の使用量の低減	72万t(20%低減)	63万t(30%低減)
耕地面積に占める有機農業の割合	6.3万ha	100万ha(25%)

\*農薬の有効成分ベースの農薬出荷量に、ADI（許容一日摂取量）を基にしたリスク換算係数を掛けたものの総和。

<sup>17</sup> アフリカ豚熱ウイルスの感染による豚やイノシシの伝染病で、強い感染力と高い致死率を示す。有効なワクチン及び治療法はない。現在、日本で発生している豚熱とは全く異なる。

<sup>18</sup> 口蹄疫ウイルスの感染による牛、豚、羊等の伝染病で、きわめて感染力が強く、家畜の生産性を著しく低下させ、幼獣では高い致死率を示す。有効なワクチン及び治療法はない。

<sup>19</sup> 豚熱ウイルスの感染による豚やイノシシの伝染病で、強い感染力と高い致死率を示す。治療法はない。野生イノシシによる感染拡大が深刻で、ワクチンを接種している養豚場でも発生が見られる。

<sup>20</sup> 鳥インフルエンザのうち、国際機関の診断基準により高病原性として判定されたウイルスによる伝染病で、鶏に対して高い致死率を示し、有効なワクチン及び治療法はない。人獣共通感染症。

## 5 デジタル技術の発展と農業分野でのスマート技術の活用

近年、A.I.<sup>21</sup>、I.o.T.<sup>22</sup>等のデジタル技術が急速に発展する中、農業分野においてもドローンやデータを活用した生産性を高めるスマート技術が実用段階に入っています。今後の農業者の高齢化や労働力不足に対応しつつ、生産性を向上させ、農業を成長産業にしていくためには、その社会実装を推進していく必要があります。

## 6 「食料・農業・農村基本計画」の策定

国は、食料・農業・農村基本法に基づき、農政の中長期的な基本指針となる新たな「食料・農業・農村基本計画」を2020（令和2）年3月に策定しました。

新たな基本計画では、成長産業化を進める「産業政策」と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を進める「地域政策」を車の両輪として進め、国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図ることを基本方針としています。

## 7 農業経営基盤強化の動き

国は、生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、地域において、農地が利用されやすくなるよう、目指すべき将来の具体的な利用の姿を描き、各農家の所有する農地が分散し、他者の農地と入り組んでいる状況（分散錯ほ）を解消し、農地の集約化等を進めるとともに、人の確保・育成を図るため、農業経営基盤強化促進法等の改正を行いました。

### ■食料安全保障と県の取組

食料安全保障とは、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせ、食料の安定的な供給を確保することとされています。

本県では、地形や気候などの自然条件や身近に大消費地を持つという特徴を生かし、県民の健康で豊かな生活に必要な不可欠な野菜などを中心とした生鮮食料を生産しています。これら食料を県民に安定的に提供する地産地消を推進するとともに、地域で農業が営まれていることの大切さや価値を県民に認識してもらうことなどにより、食料安全保障に貢献していきます。

<sup>21</sup> Artificial Intelligence の略称で、人工知能のこと。学習・推論・判断といった人間の知能の持つ機能を備えたコンピュータシステム。

<sup>22</sup> Internet of Things の略称で、モノのインターネットのこと。世の中に存在する様々なモノがインターネットに接続され、相互に情報をやり取りして、自動認識や自動制御、遠隔操作等を行うこと。

## V 基本目標と施策の方向

### 1 目指す姿

前回の指針の改定以降、不安定な社会情勢による燃油、飼料価格等の高騰や国の中長期的な食料システムの構築に向けた「みどりの食料システム戦略」の策定、デジタル技術の発展、国の基本方針である食料安全保障の確立への対応など、農業を取り巻く環境が大きく変化していることから、これらに本県も対応していく必要があります。

県では基幹的農業従事者が減少し高齢化が進んでいますが、農業経営の安定化を図り、今後も県民に安定的に農畜産物を供給するためには、担い手を育成・確保し、優良農地の確保と有効利用を図るとともに、災害に強い農業生産基盤の整備やAI、IoT等のデジタル技術を活用したスマート技術等を積極的に導入し、生産性の高い農業を実現することが必要です。

加えて、省エネ技術の導入や、自給飼料<sup>23</sup>の生産、エコフィード<sup>24</sup>の活用等による飼料生産基盤<sup>25</sup>を強化し、生産コストを削減することも必要です。

また、県産農畜産物を県民に利用してもらうためには、農畜産物の安全対策に取り組むとともに、ブランド力の強化や情報発信による認知度の向上、6次産業化や観光農業<sup>26</sup>の取組を進めていくことが必要です。

さらに、持続可能な農業を目指すためには、有機農業を含む環境保全型農業を推進するとともに、脱炭素化<sup>27</sup>に向けた取組を推進することが必要です。

以上のことから、本県農業の10年後の目指す姿を次のとおりとし、その実現を目指します。

- 農業者が意欲を持って安定的に生産を行い、優良農地の有効活用が図られ、次世代に引き継がれている。
- 県民に都市農業がより深く理解され、新鮮で安全・安心な県産農畜産物が選ばれて利用され、よろこばれている。
- 環境と調和した持続可能な農業が営まれ、農業の有する多面的機能<sup>28</sup>が発揮されている。

<sup>23</sup> 家畜の餌として、家畜の飼養者が自己所有地や借地で自ら栽培・生産するイネ科牧草やトウモロコシなどの飼料。

<sup>24</sup> 食品製造副産物や売れ残った食品、調理残さ、規格外農産物等を有効利用して製造した家畜用飼料のこと。

<sup>25</sup> 飼料生産の基礎となるもので、草地、水田及び畑地などの土地や飼料を生産する人、組織、機械のこと。

<sup>26</sup> 農業経営体が自ら生産した農作物について、直接対面で販売する農産物直売所、収穫など体験させる観光農園、料理を提供する農家レストラン、料理の提供と併せて宿泊させる農家民宿などの農業関連事業。

<sup>27</sup> 二酸化炭素の排出を実質ゼロにすること。

<sup>28</sup> 良好な景観の形成、防災、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、文化の伝承、情操のかん養等、農業生産活動による食料等の供給の機能以外の多面にわたる機能。

## 2 基本目標

条例では、「都市農業の持続的な発展は、将来にわたり、県民が求める新鮮で安全・安心な食料等が、農業者によって県内において安定的に生産され、合理的な価格で流通するとともに、県民の需要に応じて安定的に供給されることにより、地産地消の推進が図られることを旨として行われなければならない」ことを基本理念の第一に掲げています。

本県では、920 万人を超える県民を抱える大消費地であることや多彩な人材や企業等が身近にいるといった都市農業のメリットを生かして、県民に県産農畜産物を安定的に供給し持続的に発展する農業を推進します。

また、かながわの農業を、農業者にとって稼げる産業であり、県民の暮らしを支える産業として「魅力ある農業」にしていくことが大切です。

「魅力ある農業」を次世代に引き継ぐため、経営感覚に優れた農業者を育成し、時代や環境の変化に柔軟に対応した安定的で生産性が高く、県民が身近に感じることができる農業を推進する必要があります。

こうした考えのもと、この指針では、

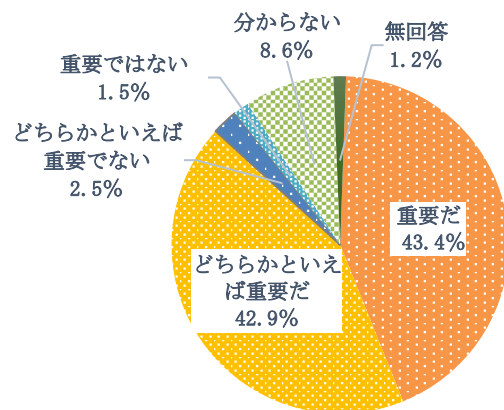
### 農業の活性化による地産地消の推進

#### —魅力ある農業を次世代につなぐ—

を基本目標とします。

#### ■「地産地消」の取組に関する県民ニーズ調査 (2021 (令和3) 年)

県が実施している県民ニーズ調査によれば、県内の農林水産業を活性化する上で、地産地消の取組を「重要だ」、「どちらかといえば重要だ」と思っている県民の割合は86.3%となっています。





## ○総合的な数値目標

基本目標の達成に向けた施策の総合的な展開による成果を表す数値目標として、地産地消を支える生産基盤の確保の指標となる「農地面積」と、新鮮で安全・安心な県産農畜産物の生産と県民への提供の指標となる「農業産出額（耕種<sup>29</sup>・畜産）」を設定しました。

農地面積は、農地の転用や荒廃化により推計では現状より減少しますが、各種施策により減少を抑制するとともに、生産性の向上や生産コストの削減、農畜産物の高付加価値化などに取り組むことで、農業産出額は維持・増加を目指します。

なお、農地の活用や農業産出額の維持・増加に向け、担い手の育成・確保に取り組んでいきます。担い手の数値目標については、施策の方向1の目標として「新規就農者数」、「新規参入法人数」及び「年間販売額3,000万円以上の耕種経営体数」を設定しています。

項目	基準値 2021（令和3）年	目標値 2032（令和14）年
農地面積	18,200ha	16,600ha

### 【目標設定の考え方】

基準年 2021（令和3）年以降の推計では目標年における農地面積は16,400haまで減少するが、各種農業施策の総合的な展開により農地の減少抑制が見込めるため、目標を16,600haに定めた。

項目	基準値 2020（令和2）年	目標値 2032（令和14）年
農業産出額（耕種）	512億円	580億円

### 【目標設定の考え方】

近年は自然災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外食向け農産物の需要減少の影響等により市場価格が低迷しているが、各種農業施策の総合的な展開により増額が見込めるため、目標を過去5年の平均値である580億円に定めた。

項目	基準値 2020（令和2）年	目標値 2032（令和14）年
農業産出額（畜産）	147億円	147億円

### 【目標設定の考え方】

基準年 2020（令和2）年以降の推計では目標年における畜産の農業産出額は144億円まで減少するが、各種畜産施策の総合的な展開により現状維持が見込まれることから、目標を147億円に定めた。

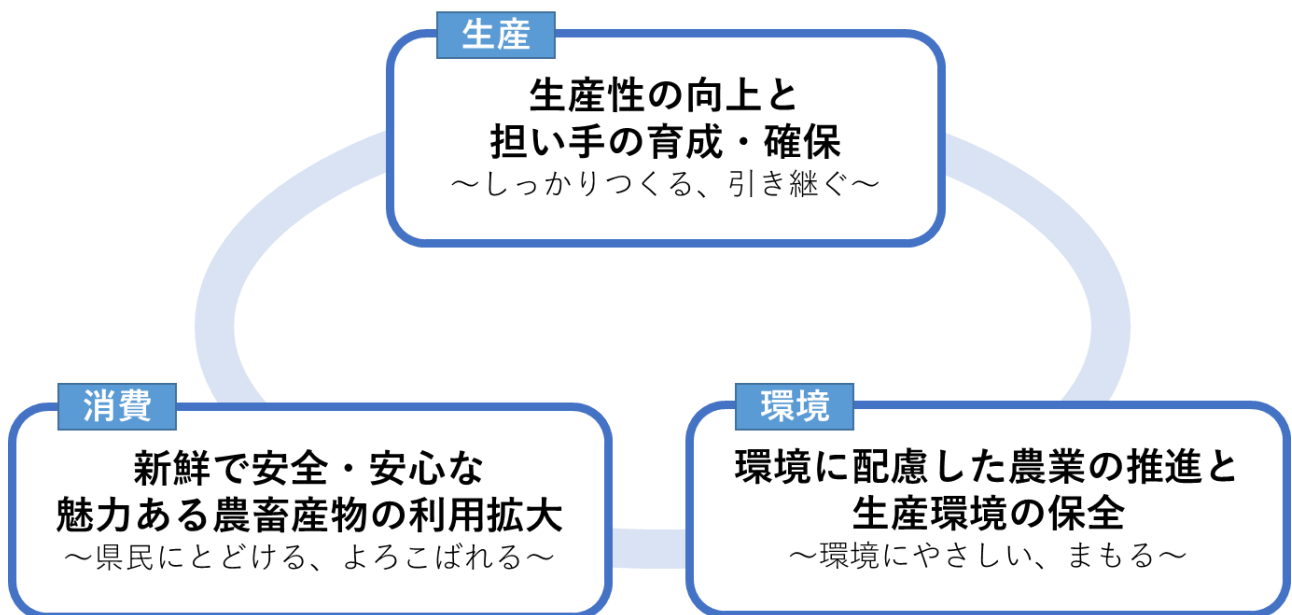
<sup>29</sup> 水稻、麦類、豆類、野菜、果樹、花き、工芸農作物、飼肥料作物等の栽培のこと。

### 3 施策の方向

目指す姿及び基本目標を実現するため、取り組む具体的な施策を体系的に整理しました。

## 農業の活性化による地産地消の推進

－ 魅力ある農業を次世代につなぐ－





## (1) 施策の体系

<b>施策の方向 1 生産性の向上と担い手の育成・確保</b> ～しっかりつくる、引き継ぐ～	<b>生産</b>
<ol style="list-style-type: none"><li>1 多様な担い手の育成・確保及び経営発展段階に応じた支援</li><li>2 農畜産物の生産の拡大や産地の強化に向けた支援</li><li>3 新品種の育成や新技術の開発及び生産現場への普及</li><li>4 畜産経営の体質強化に向けた総合的な支援</li><li>5 農業生産基盤の整備と農地集積の促進及び農地の有効活用</li><li>6 災害等のリスク対策の取組強化</li></ol>	
<b>施策の方向 2 新鮮で安全・安心な魅力ある農畜産物の利用拡大</b> ～県民にとどける、よろこばれる～	<b>消費</b>
<ol style="list-style-type: none"><li>1 農畜産物のブランド力の強化や付加価値向上の支援</li><li>2 ニーズの変化等に対応した流通・販売対策の支援</li><li>3 農畜産物の安全・安心と食育の推進</li></ol>	
<b>施策の方向 3 環境に配慮した農業の推進と生産環境の保全</b> ～環境にやさしい、まもる～	<b>環境</b>
<ol style="list-style-type: none"><li>1 環境に配慮した農業の推進</li><li>2 農地等の活用・保全</li><li>3 農業の有する多面的機能等への県民の理解促進</li><li>4 鳥獣被害対策の推進</li></ol>	

## (2) 施策とSDGsとの関係

SDGsは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称であり、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて採択されました。2030（令和12）年までに達成すべき国際社会全体の開発目標として、17のゴールと169のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」ことを理念に、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すものです。

農業分野においても、経済・社会・環境の諸課題に総合的に取り組み、環境に配慮した生産活動を積極的に推進するとともに、消費者の購買行動がこれを後押しする持続可能な消費を促進することが必要であることから、本県においても施策の推進により、SDGsの達成につなげていきます。

指針の施策とSDGsの17のゴールとの関係は次のとおりです。

### 【SDGsの17のゴール】

	目標1 [貧困] あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる		目標2 [飢餓] 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	目標3 [保健] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		目標4 [教育] すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	目標5 [ジェンダー] ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う		目標6 [水・衛生] すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	目標7 [エネルギー] すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		目標8 [経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	目標9 [インフラ、産業化、イノベーション] 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		目標10 [不平等] 国内及び各国間での不平等を是正する
	目標11 [持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する		目標12 [持続可能な消費と生産] 持続可能な消費生産形態を確保する
	目標13 [気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる		目標14 [海洋資源] 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	目標15 [陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		目標16 [平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

【施策とSDGsの17のゴールとの関係】

施策体系	SDGsの17のゴール																	
	1 貧困	2 飢餓	3 保健	4 教育	5 ジェンダー	6 水・衛生	7 エネルギー	8 経済成長と雇用	9 イノベーション	10 不平等	11 都市	12 消費・生産	13 気候変動	14 海洋資源	15 陸上資源	16 平和	17 実施手段	
<b>施策の方向1 生産性の向上と担い手の育成・確保 ～しっかりつくる、引き継ぐ～ 【生産】</b>																		
1 多様な担い手の育成・確保及び経営発展段階に応じた支援		○		○	○			○				○						○
2 農畜産物の生産の拡大や産地の強化に向けた支援		○					○	○	○									
3 新品種の育成や新技術の開発及び生産現場への普及		○					○	○	○			○						
4 畜産経営の体質強化に向けた総合的な支援		○				○		○	○			○						
5 農業生産基盤の整備と農地集積の促進及び農地の有効活用		○							○		○	○						○
6 災害等のリスク対策の取組強化		○							○		○	○						
<b>施策の方向2 新鮮で安全・安心な魅力ある農産物の消費拡大 ～県民にとどける、よろこばれる～ 【消費】</b>																		
1 農畜産物のブランド力の強化や付加価値向上の支援		○						○	○			○						
2 ニーズの変化等に対応した流通・販売対策の支援		○						○	○			○						○
3 農畜産物の安全・安心と食育の推進		○		○								○						
<b>施策の方向3 環境に配慮した農業の推進と生産環境の保全 ～環境にやさしい、まもる～ 【環境】</b>																		
1 環境に配慮した農業の推進		○				○	○		○			○	○	○	○			
2 農地等の活用・保全		○		○		○		○				○			○			○
3 農業の有する多面的機能等への県民の理解促進		○		○				○			○	○						
4 鳥獣被害対策の推進		○																○

### **施策の方向 1 生産性の向上と担い手の育成・確保** **～しっかりつくる、引き継ぐ～【生産】**

県民へ安定的に県産農畜産物を提供するため、担い手の育成・確保や優良農地の確保と有効利用、スマート技術の導入等による生産性の向上、燃油、飼料等の価格高騰対策による経営の安定化等により、農業生産を維持し、かながわ農業の次世代への継承を目指します。

#### 1 取組内容

##### (1) 多様な担い手の育成・確保及び経営発展段階に応じた支援

###### 【これまでの取組と課題】

- ・担い手を育成・確保するため、就農支援や中核的経営体<sup>30</sup>及びトップ経営体の育成など経営発展段階に応じた支援に取り組みました。農業従事者の減少や高齢化が続いていることから、新規就農の促進と定着や経営発展に応じた支援を行うとともに、トップ経営体を更に育成していく必要があります。
- ・認定農業者等への農地集積の促進に取り組みました。農業者の高齢化等により荒廃農地が増加する恐れが一層高まることから、引き続き、農地集積を進める必要があります。
- ・女性の農業進出や女性の力を生かした経営発展の促進に取り組み、6次産業化の事業実施や農業経営への参画が図られました。
- ・地域の農業生産や必要な農地を確保し、持続的な農業としていくため、担い手の確保と併せて、農福連携、米の受託組織育成などに取り組みました。引き続き、多様な人材の活躍を促進する必要があります。

###### 【主な取組内容】

新規就農者の確保と定着を推進するとともに、経営の発展段階に応じた支援に取り組みます。また、地域の農業生産や必要な農地を確保するため、女性の農業進出や小規模経営体の農業生産の継続、農福連携<sup>31</sup>の取組等を支援します。

- ・新規就農者を確保するため、農業高校等の教育機関や農業団体等との連携し、新規就農希望者の掘り起こしを行うとともに、農業の魅力をPRしま

<sup>30</sup> 都市農業の有利性を生かした優れた経営感覚を有している、概ね年間販売額 700 万円以上の経営体。

<sup>31</sup> 障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。

す。また、かながわ農業アカデミーにワンストップ相談窓口を設けて、就農の円滑化を図ります。

- ・新規就農者を育成するため、教育カリキュラムの強化等により、かながわ農業アカデミーにおける教育・研修の充実を図ります。
- ・意欲ある経営体を確保するため、企業やNPO法人等の参入や第三者継承<sup>32</sup>を含む新規参入の促進と定着を支援します。
- ・農業生産の中核を担う経営体を確保するため、就農初期からの生産技術・経営能力の向上、さらに経営発展に応じた経営改善等を体系的に支援し、経営感覚の優れた経営体を育成します。

### ■ 発展段階に応じた経営体への支援

本県の農業生産を担う持続的な経営体の育成に向け、就農初期から企業経営体への発展期までの経営発展段階に応じた支援を行っています。

就農初期の段階では、普及指導員による基礎的な技術習得と早期の経営確立に向けた巡回指導や先進農家の現地見学を含む研修（農業基礎セミナー）などを実施しています。また、企業経営体への発展期の段階では、財務、労務、マーケティング能力の向上に加え、企業経営者としてのマネジメント能力開発を目指す「かながわ農業版MBA（Master of Business Administration）研修」を実施するなど、本県の農業生産をけん引する「トップ経営体」の育成に取り組んでいます。

#### 経営発展段階に応じた育成体系

中核的経営体の育成			トップ経営体の育成
ステージ	就農初期	経営発展期 年間販売額 ～700万円	経営確立期 年間販売額 700～1,500万円
	就農・経営開始 直後5年程度	経営確立準備段階に ある若手農業者等	農業生産の中核を担う経営体
支援策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新規就農者向け農業基礎セミナーの開催等</li> <li>○先進事例農家の講演</li> <li>○経営ビジョン作成支援</li> <li>○経営改善への取組支援等</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○経営発展のため経営者の能力向上に向けた研修の開催</li> <li>○規模拡大や効率化のために必要な高性能農業機械などの導入補助</li> <li>○経営強化プランの実現に向けた支援</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個別巡回指導</li> <li>○集合研修</li> <li>○女性農業者の経営能力の向上・経営参画に向けた研修の開催</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○法人化・経営継承等に関する専門家による経営相談</li> <li>○6次産業化に関する相談、計画作成支援、プランナー派遣等</li> </ul>

<sup>32</sup> 現経営者が親族や従業員以外の者へ経営を継承すること。



- ・安定的かつ持続性のある経営体を確保するため、販売規模の上位層を中心とした経営能力向上研修や農地集積を支援し、年間販売額 3,000 万円以上のトップ経営体を育成します。
- ・ドローンを活用した農薬散布等の農作業などを請け負う受託組織の取組を支援します。
- ・認定農業者等の中核的経営体への農地集積を促進します。
- ・生産性の向上などを図るために必要な機械・施設等の整備を促進します。
- ・女性の農業進出や、女性目線の商品開発による収益増加など女性の力を生かした経営発展を支援します。
- ・地域農業を支える小規模経営体においても、農業生産を継続するための技術指導等の支援に取り組みます。
- ・農福連携の取組により、障がい者などの農業現場での就労を促進し、労働力の確保につなげます。



農業基礎セミナー（現地見学）



かながわ農業版MBA研修

## （２）農畜産物の生産の拡大や産地の強化に向けた支援

### 【これまでの取組と課題】

- ・ICT<sup>33</sup>を活用した温室内制御技術等の導入を推進し、生産安定や収穫量の増加につながりました。引き続き、スマート技術等の導入による生産性の向上を図っていく必要があります。
- ・燃油や肥料、飼料等の価格が高騰していることから、経営安定のためには省エネ対策や化学肥料低減の取組、飼料生産基盤の強化等を推進する必要があります。

### 【主な取組内容】

地域の優れた生産技術を基に、本県農業に適したスマート農業等を展開し、生産の拡大や産地の強化に取り組みます。

輸入飼料価格の高騰を踏まえ、飼料生産基盤を強化するとともに、県産畜産物の生産性や収益性の向上を図ります。

<sup>33</sup> Information and Communication Technology の略称で、情報や通信に関する技術の総称。

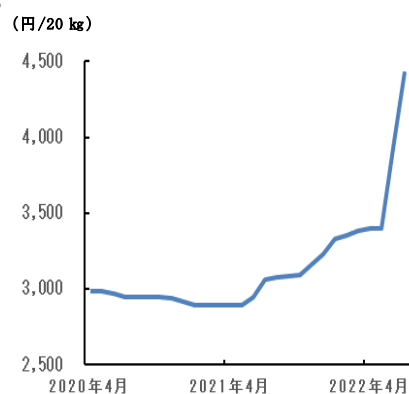
- ・生産性の向上を図るため、スマート技術等の導入をより一層推進します。推進に当たっては、開発技術等の生産現場での技術実証や技術情報の提供を積極的に行うとともに、農業支援サービス<sup>34</sup>や農作業受託組織等の活用を促進するなど、各地域の農業生産に適したスマート農業を展開します。
- ・機械や装置の導入コストを低減するため、機械の共同利用や農業支援サービスの利用等の促進を図ります。
- ・畜産物の収益性の向上を図るため、自給飼料の生産拡大や国産飼料の確保など、新たな飼料生産・供給の仕組みづくりを含めた飼料生産基盤強化による生産コスト低減への取組を支援します。また、酪農及び肉用牛経営におけるゲノミック評価技術<sup>35</sup>や性判別技術を活用した生産性向上への取組、ベンチマーキング手法<sup>36</sup>等の経営改善技術導入への取組、生産施設の整備への取組等を支援します。
- ・燃油価格の高騰に対応するため、適切な温度管理技術や局所加温等の省エネ技術の導入を推進します。
- ・肥料価格の高騰に対応するため、土壌診断結果に基づく化学肥料等の使用量の低減や堆肥等の国内資源の活用に向けた取組を支援します。

### ■資材価格の高騰対策

世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ウクライナ問題等の影響により、燃油、肥料、飼料等の資材価格が高騰しています。

こうした状況の中、農畜産業への影響を最小限に抑える観点から、急激に価格が上昇した2022（令和4）年度には、緊急的な対策として、施設園芸等で使用する加温用の燃油や、肥料、飼料等の価格高騰分に対する補助などの支援を行いました。

また、省エネ技術の開発・普及、土壌診断に基づく化学肥料の低減や堆肥等の活用、自給飼料生産やエコフィードの活用など飼料生産基盤の強化等に取組みます。



肥料価格推移（複合肥料 高度化成）  
（農林水産省「農業物価統計調査」より作成）

<sup>34</sup> データ分析やドローンを活用した農薬散布等の農作業受託、農業機械のシェアリング、農業現場への人材供給等、農業を支援するサービス。

<sup>35</sup> 能力が不明な牛のDNAを解析し、既に能力が判明している牛の蓄積されたデータを元に分析し、能力を評価する手法。

<sup>36</sup> 他農家の優れた事例を指標として、自らの経営状態や生産成績などを客観的に比較・分析し、改善すべき点を見出す、経営改善技術の手法の一つ。



自律走行草刈機



自給飼料生産の取組

### (3) 新品種の育成や新技術の開発及び生産現場への普及

#### 【これまでの取組と課題】

- ・新品種の育成やICTを活用した温室内制御技術、多産系母豚<sup>37</sup>の飼養管理技術などの開発や普及に取り組み、生産性や収益性の向上及び農業経営の安定化につながりました。
- ・担い手の減少や地球温暖化に伴う気候変動、SDGsに代表される社会的ニーズなど様々な課題に技術面で対応するため、試験研究機関におけるスマート技術や省力化技術、環境負荷を低減する技術等の開発を推進し、開発した技術等は速やかに生産現場に普及する必要があります。

#### 【主な取組内容】

新品種の育成、県産農畜産物の高品質・安定生産技術や環境負荷低減技術等の開発と速やかな生産現場への普及により、環境の変化や社会的ニーズに対応した生産性や収益性の向上及び競争力強化による農業経営の安定を図ります。

- ・スマート技術を活用して農業生産・販売力を強化するため、ロボット等による省力・軽労化技術やデジタル技術による環境制御技術等の開発と普及に取り組みます。
- ・かながわ特産品の開発等により地域農業を活性化するため、県オリジナル品種の育成や高品質・安定生産技術等の開発と普及に取り組みます。
- ・農業生産の環境負荷低減や脱炭素化へ貢献するため、化学農薬や化学肥料の使用を削減する栽培管理技術や脱炭素・低コスト施設栽培技術等の開発と普及に取り組みます。
- ・気候変動による農産物の被害を軽減するため、適応技術や病虫害防除技術等の開発と普及に取り組みます。また、夏季の暑熱による家畜や家

<sup>37</sup> 繁殖能力を改良した雌豚で、多くの子豚を産み育てる能力に優れる。多産系母豚を養豚経営に導入することで、肉豚の出荷頭数増が見込まれる。



きんの繁殖成績や生産性の低下などに対応するため、飼養管理技術等を開発と普及に取り組みます。

- ・畜産経営と都市環境の調和を図るため、臭気低減に関する技術を実証し、生産現場に普及します。



県育成イチゴ品種‘かなこまち’



県育成ウメ品種‘翠豊’



ニホンナシのジョイントV字トレリス樹形



O.P.U.<sup>38</sup>技術実用化による優良後継牛確保（生産性向上技術）

### ■スマート農業の推進

スマート農業とは、ロボット技術や情報通信技術（ICT）などのスマート技術を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進する農業です。

本県の農業は、一戸当たりの経営規模が小さいものの、生産と消費が近いメリットを生かした都市農業が営まれています。しかしながら、担い手の減少や高齢化が進行しており、県民に安定的に農産物を提供するためには、省力化・効率化による生産性向上を図る必要があります。

このような状況を踏まえ、2022（令和4）年3月に「スマート農業・水産業推進プログラム」を策定し、都市農業の実情に即したスマート技術の研究開発と導入推進に取り組んでいます。



果樹栽培でのアシストスーツの利用



ドローンによるほ場空撮画像からの画像解析

<sup>38</sup> Ovum Pick-Up（経膈生体卵子吸引法）の略称で、生体の卵巣から直接卵子を吸引採取すること。

#### (4) 畜産経営の体質強化に向けた総合的な支援

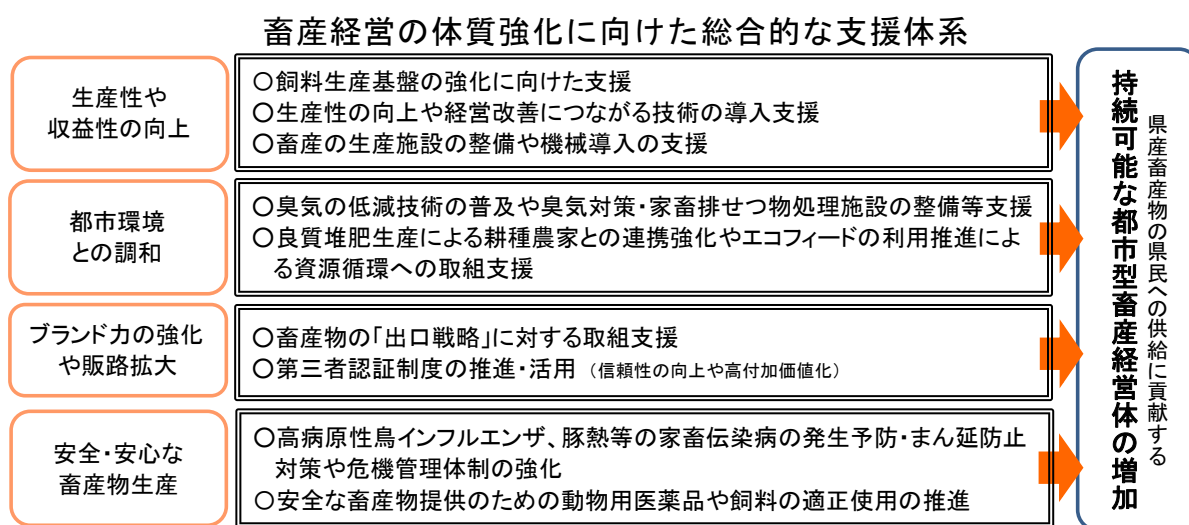
##### 【これまでの取組と課題】

- ・生産施設等の整備や新技術の導入、臭気などの畜産環境対策、畜産物の「出口戦略」<sup>39</sup>、家畜伝染病予防対策など、畜産経営の体質強化に向けた総合的な支援に取り組み、生産力・競争力の強化を支援してきました。
- ・輸入飼料価格の高騰が続いていることから、経営を安定させるため飼料生産基盤を一層強化する必要があります。
- ・全国的に家畜伝染病の発生リスクの高い状況が続いていることから、発生予防対策の継続と、万一の発生に備えた危機管理体制の充実を図る必要があります。

##### 【主な取組内容】

都市化の進展や輸入飼料価格の高騰など、畜産を巡る昨今の状況の中で更なる畜産経営の体質強化を図り、持続可能な畜産を実現するため、飼料生産基盤の強化等による生産性や収益性の向上、臭気低減等による都市環境との調和、畜産物の「出口戦略」によるブランド力の強化や販路拡大、家畜伝染病を発生させないための対策強化等に取り組みます。

- ・輸入飼料への過度な依存から脱却し、輸入価格に左右されない足腰の強い生産に転換するため、飼料生産基盤の強化への取組を支援します。
- ・ゲノミック評価などの生産性向上技術や、ベンチマーキング手法、牛群検定<sup>40</sup>などの収益性向上につながる技術への取組を支援します。
- ・畜産経営と都市環境の調和を図るため、畜舎の臭気対策を図るとともに、



<sup>39</sup> これまで生産振興を中心に行っていた畜産施策を見直し、畜産物の流通・販売・消費分野（＝出口）へのアプローチ、取組のこと。

<sup>40</sup> 酪農家が飼養する乳用牛について、個体ごとの乳量や乳成分、飼料給与量、繁殖成績などを測定・記録し、その結果を集計・分析することで、飼養管理の改善に活用し、生産性の向上を図ることを目的とした事業。

- 家畜排せつ物処理施設の整備を推進します。
- ・良質堆肥の供給による耕種農家との連携強化や、エコフィードの利用推進による脱炭素につながる資源循環への取組を支援します。
  - ・県産畜産物の評価を高め販路拡大につなげるため、流通・販売・消費面からのアプローチによる「出口戦略」を推進します。
  - ・健康な家畜及び安全な畜産物を生産するため、家畜伝染病の発生予防やまん延防止、万一の発生に備えた訓練等の危機管理体制の構築、動物用医薬品及び飼料の適切な使用を推進します。また、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病が発生した場合は、関係団体と一体となり、発生農場の再建を支援します。

## (5) 農業生産基盤の整備と農地集積の促進及び農地の有効活用

### 【これまでの取組と課題】

- ・ほ場<sup>41</sup>や農道などの生産基盤の整備、基幹的農業水利施設<sup>42</sup>である頭首工<sup>43</sup>や用排水路の長寿命化対策や更新整備等を実施するとともに、市町村等が実施する生産基盤の整備を支援しました。
- ・市町村の人・農地プランの作成や更新の取組を支援しました。農地の集約化等に向けた取組を加速化するため、引き続き、地域計画（人・農地プラン）<sup>44</sup>の作成支援が必要です。
- ・生産性の向上や農産物等の輸送の効率化を図るため、引き続き、ほ場や農道の整備を実施するとともに、農業用水の安定供給を図るため、基幹的農業水利施設の長寿命化対策や更新整備等を進める必要があります。

### 【主な取組内容】

認定農業者等の中核的経営体への農地集積に資するよう、今後の地域農業を見据えた生産基盤の整備を推進し、農業経営の安定と継承を図ります。

- ・農地集積・集約化を促進するため、地域の話し合いなど市町村の地域計画策定に向けた取組を、関係機関と連携して支援します。
- ・生産性の向上及び農地集積・集約化を促進するため、地域合意の形成を働きかけ、中心となる農業者や生産を振興する農作物などを見据えたほ場の整備を推進します。

<sup>41</sup> 農作物を栽培するための水田や畑（普通畑・樹園地・牧草地）のこと。

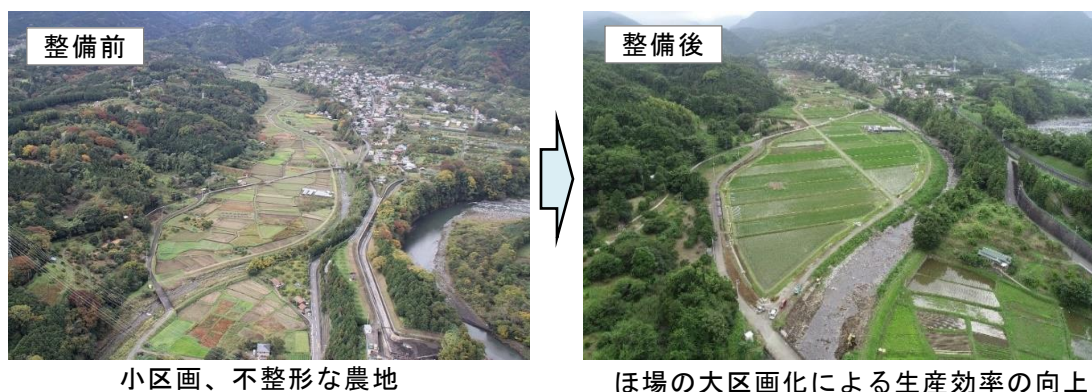
<sup>42</sup> 河川を堰き止めて、農業用水を取り入れる頭首工や農業用の用排水路のうち、受益農地が複数の市町にまたがる基幹的な施設。

<sup>43</sup> 河川から農業用水を取水するため、河川を堰き止めて水位を上昇させ、水路へ流し込む施設のこと。用水路の頭の部分にあたることからこのように呼ばれる。

<sup>44</sup> 地域の農業者等の話し合いを踏まえ、農業の将来の在り方や目標とする農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、市町村が策定するもの。



- ・ 輸入飼料価格に左右されない安定した畜産経営を目指すため、荒廃農地等を活用した自給飼料の生産を支援します。
- ・ 農作物等の輸送の効率化や作業性の向上を図るため、農道の整備を推進します。
- ・ 安定的かつ持続的な水稲生産等を支え、水田農業を次世代へ継承するため、頭首工や用排水路の長寿命化対策を実施します。
- ・ 市町村等が地域ニーズに応じて実施する生産基盤の整備を支援します。



### ■ 農地の集積と集約化

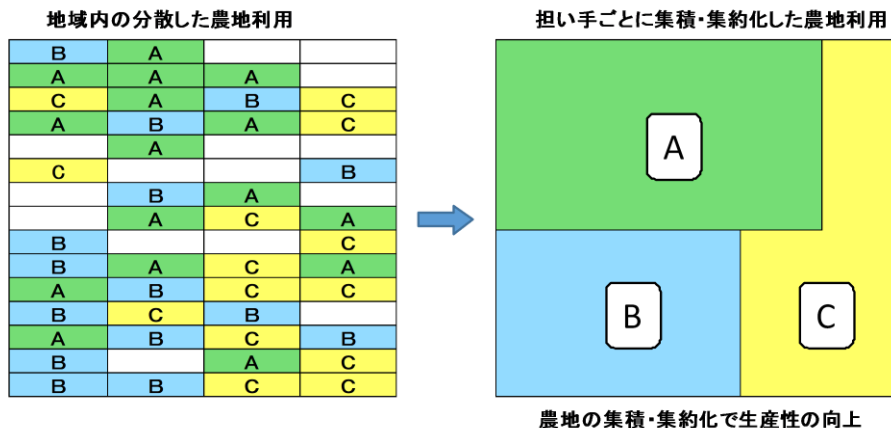
農業従事者の減少や高齢化により荒廃農地が増加していく中で、認定農業者等の中核的経営体に効率的に農地を集めること（農地集積）が重要な課題となっています。

さらに、本県の農地は、各農家の所有する農地が分散し、他者の農地と入り組んでいる状況（分散錯ほ）となっているため、農地の権利を交換することにより、分散錯ほの状態を改善し、農作業を連続的に効率よく行えるようにする（農地集約）必要があります。

農地の集積・集約化を促進するためには、地域農業の担い手や生産を振興する農作物等の将来像を農業者、農協、行政等の関係機関で話し合い、地域計画（人・農地プラン）としてとりまとめ、それに沿って貸し借り等を進めていくことが重要です。

また、水田のほ場整備や畑地帯のかんがい施設等の整備を実施することで、耕作条件が改善し、農業の担い手へ農地の集積・集約化が進むとともに、農業の生産性向上が図られます。

農地の集積・集約化(イメージ)



## (6) 災害等のリスク対策の取組強化

### 【これまでの取組と課題】

- ・市町村への農地・農業用施設の災害復旧に対する技術支援や農業者への施設の補強対策技術等を支援するとともに、様々な経営リスクに対応する経営安定対策や農業保険<sup>45</sup>（農業共済<sup>46</sup>及び収入保険<sup>47</sup>）などセーフティネットへの加入を促進しました。引き続き、大規模な自然災害リスクに備え、事前の対策を講じる必要があります。
- ・農業用水を供給している多くの基幹的農業水利施設が建設後 50 年を超えていることから、安定した農業生産を支えるため定期的な点検診断や計画的な施設の長寿命化対策、施設の防災対策を進める必要があります。
- ・高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病の発生リスクの高い状況が続いていることから、発生予防対策を継続するとともに、発生に備えた危機管理体制を強化する必要があります。

### 【主な取組内容】

農業用施設の防災・減災対策や農業保険などセーフティネットへの加入促進など、災害への備えを進めます。また、農地・農業用施設に被害が生じた場合は、補助事業等により復旧を支援します。

高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病の発生は収束の気配が見られないことから、きめ細やかな発生予防対策を継続するとともに、発生に備えた危機管理体制をさらに充実します。

- ・基幹的農業用取水施設や水路、取水門等の農業用インフラの防災・減災対策に取り組みます。
- ・農業経営におけるBCP（事業継続計画）<sup>48</sup>の策定を推進するとともに、ハウスや果樹棚等の農業用施設の強靱化に向けた支援を行います。
- ・農畜産物価格の変動や自然災害に対応し、農業経営の安定を図るため、農業保険などセーフティネットへの加入促進、野菜や畜産物の価格安定対策、経営所得安定対策、農業制度資金等の活用を支援します。
- ・市町村に対する農地・農業用施設の災害復旧への技術支援や補助事業等により復旧を支援します。
- ・健康な家畜及び安全な畜産物を生産するため、高病原性鳥インフルエン

<sup>45</sup> 「農業共済」と「収入保険」の2つの事業からなる公的な保険制度。

<sup>46</sup> 米、麦、畑作物、果樹、家畜、農業用ハウス、農機具等について、自然災害や事故等によって農業者が受ける損失を補填する保険制度。

<sup>47</sup> 全ての農作物を対象に、自然災害による減収だけでなく、市場価格の低下や、けが・病気による収穫不能など様々な要因による農業収入の減少を補填する保険制度。

<sup>48</sup> Business Continuity Plan の略称で、自然災害や大事故等が発生した場合でも、中核となる事業を継続させたり、可能な限り短時間で事業を復旧させるための方法、手法などをあらかじめ取り決めておく計画。

ザなどの家畜伝染病の発生予防やまん延防止、万一の発生に備えた訓練等の危機管理体制の構築、動物用医薬品及び飼料の適切な使用を推進します。



豪雨時の増水により破損した水門



水路整備による排水機能の向上  
(溢水被害の防止)



家畜伝染病発生予防の取組  
(豚熱ワクチンの接種)

### ■家畜伝染病の発生に備えた取組

高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病は、発生させないことが何より大切ですが、万一発生してしまった場合、早期に感染拡大を食い止め、周辺農場への影響を最少に抑えることが重要です。

そのため、県では、発生時に迅速な防疫活動が展開できるよう、市町村や関係団体、民間事業者との連携・協力体制を構築しています。

また、発生時を想定した実践的な訓練を重ね、家畜伝染病発生時の危機管理体制を強化しています。

#### <発生時を想定した実践的な訓練>



対策本部での情報伝達と作業指示



模擬豚を使用した保定作業\*  
\*動かないようにおさえること。

## 2 施策の数値目標

項目	基準値 2021（令和3）年度	目標値 2032（令和14）年
新規就農者数 ※1	134人／年 （直近3カ年平均）	135人／年
新規参入法人数 ※2	4法人／年 （直近3カ年平均）	5法人／年

### 【目標設定の考え方】

新規就農者数・新規参入法人数は、農業生産の中核を担う経営体への成長が見込まれることから、目標として設定した。

※1 本項目における新規就農者数は、農家後継者及び新規参入者の合計とし、雇用就農者等は含まない。

※2 新規参入法人数は、かながわ農業アカデミーが参入を支援した法人数とし、自ら参入した法人数は含まない。

項目	基準値 2020（令和2）年	目標値 2032年（令和14）年
年間販売額3,000万円以上の耕種経営体数	148経営体	170経営体

### 【目標設定の考え方】

年間販売額3,000万円以上の耕種経営体の育成は、農地集積や雇用就農の増加に寄与し、安定的かつ持続性のある農業生産につながることから、目標として設定した。

項目	基準値 2021（令和3）年	目標値 2032（令和14）年
認定農業者等への農地集積率	21.2%	30.0%
農業生産基盤の整備と一体となった農地集積率	42%	53%

### 【目標設定の考え方】

認定農業者等の中核的経営体への農地集積を図り、農業の活性化による地産地消を推進するため、県内農地の集積率を目標として設定した。

また、農業生産基盤の整備と一体となった農地集積の促進及び農地の有効活用は、規模拡大や生産性の向上につながることから、目標として設定した。

項目	基準値 2021（令和3）年	目標値 2032（令和14）年
スマート技術の導入 経営体数（耕種）※	184 経営体	500 経営体
スマート技術の導入 経営体数（畜産）	47 経営体	85 経営体

**【目標設定の考え方】**

スマート技術の導入は、農畜産物の品質の向上や省力化など農業の生産性の向上につながることから、その経営体数を目標として設定した。

※ 本項目の対象とするスマート技術は、県の補助事業や普及指導員の活動などにより導入経営体数を把握できる次の技術とする。

対象：環境モニタリング等機器、自動型・直進アシスト付機械、ドローン

項目	基準値 2021（令和3）年	目標値 2032年（令和14）年
畜産農家が新たに行っ た飼料生産基盤の強化 につながる取組件数	—	10 件/年

**【目標設定の考え方】**

輸入飼料価格の高騰が続いている中で、畜産経営の安定化のためには、自給飼料生産への取組みが重要であり、経営に応じた飼料作物面積の拡大やエコフィードの活用等、様々な飼料生産基盤の強化対策の支援を進めることから、目標として設定した。



## 施策の方向2 新鮮で安全・安心で魅力ある農畜産物の利用拡大 ～県民にとどける、よろこばれる～【消費】

県産農畜産物の利用拡大を図るため、ブランド力の強化や情報発信による認知度の向上、流通・販売対策、安全対策の推進により、県民によろこばれる新鮮で安全・安心な魅力ある農畜産物の供給を目指します。

### 1 取組内容

#### (1) 農畜産物のブランド力の強化や付加価値向上の支援

##### 【これまでの取組と課題】

- ・ かながわブランド振興協議会等により、かながわブランドの登録やPR活動、畜産物の知名度向上のイベント実施などの出口戦略に取り組み、登録品数の増加や畜産物のブランドの販路拡大につながりました。
- ・ 県産農畜産物を県民に選択してもらうためには、生産量の確保やPR活動の推進に取り組む必要があります。
- ・ 6次産業化を推進するため、計画づくりや経営改善に向け、農業者を支援し、新商品の開発等の新たな取組につながりました。引き続き、人材育成や消費者ニーズを把握した計画づくり等を支援する必要があります。

##### 【主な取組内容】

県産農畜産物の認知度を高め、利用拡大を図るために、ブランド力向上の取組や6次産業化を支援します。

#### ■ かながわブランド

県と生産者団体で構成するかながわブランド振興協議会では、県産品の優位性を保つため、統一の生産・出荷基準を守り、一定の品質を確保しているなどの条件を満たした神奈川県産の農林水産物や加工品を「かながわブランド」として登録しています。2022（令和4）年11月現在、70品目123登録品があります。

「かながわブランド」や県産農林水産物を積極的に取り扱う飲食店や販売店を「かながわブランドサポート店」に登録し、PR活動を行っています。また、かながわブランドサポート店のほか、包括協定を結んでいる企業等とも連携し、「かながわブランド」登録品等を取り扱った販促イベント（かながわブランドキャラバン）を実施しています。

<2021（令和3）年度に新たに登録された農産物>



茅ヶ崎のトルコナス



幻の平塚クリマサリ

<かながわブランドマーク>



（太陽をモチーフにしています）

- ・ 県産農畜産物のブランド力の向上と販路拡大を図るため、かながわブランドへの登録と普及PRを推進します。
- ・ 県育成品種の魅力を発信することにより認知度の向上を図り、食品関連事業者等と連携して販売促進に取り組みます。
- ・ 県産農畜産物の利用拡大を図るため、S.N.S.<sup>49</sup>等を活用し、生産に対する農業者のこだわりや工夫、産品の特徴など情報を発信します。
- ・ 畜産物の評価を高め販路拡大につなげるため、流通・販売・消費面からのアプローチによる「出口戦略」を推進します。
- ・ 新たな付加価値を生み出すため、農産加工や観光農業、またこれらを組み合わせた取組や食品関連事業者等との連携など、都市近郊という立地を生かした魅力ある6次産業化等の取組を支援します。



かながわブランドキャラバン  
における県産農産物の販売



6次産業化人材育成研修の実習

## ■ 6次産業化

6次産業化とは、1次産業を行う農林漁業者が、2次産業の製造業等、3次産業の小売業等の事業を一体的に取り組み、新たな付加価値を生み出すことです。農林水産物を加工して、生鮮品では日持ちしない産品を長く保存できるようにしたり、別の製品と組み合わせたりして、さらにおいしく楽しめるように工夫する例があります。

また、イチゴ狩りやミカン狩りなどの体験型サービスの提供、自ら生産した農畜産物を消費者に直接販売する取組も6次産業化の一つです。



野菜を使った大判焼き

<sup>49</sup> Social Networking Service の略称で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

## (2) ニーズの変化等に対応した流通・販売対策の支援

### 【これまでの取組と課題】

- ・安定的な価格で継続的に取引できるマーケット・インの発想による生産を拡大するため、マニュアル作成や実需者と農業者の意見交換会、事例紹介などを行い、県民ニーズに応じた県産農畜産物の提供を推進しました。
- ・近年、食の外部化による加工・業務需要の拡大など市場ニーズの多様化や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う消費者の購買行動が変化していることから、これらに的確に対応していくため、流通・販売の取組を支援する必要があります。

### 【主な取組内容】

県民や市場のニーズに応じて、新鮮で安全・安心な県産農畜産物を提供するために、引き続き、販路拡大や大型直売所等の活力維持などの取組に加えて、地域活性化につながる観光農業や直売所に対する支援、社会情勢の変化に対応した販売促進等に取り組みます。

- ・これまで県産農畜産物を購入する機会が少なかった消費者とのつながりを生み出すため、直売所での観光資源となる魅力ある農畜産物の販売、民間事業者とのレシピ開発や量販店等での販売、インターネットを通じた販売など多様な方法で農畜産物や6次産業化商品の紹介・販売を促進します。
- ・インターネットを活用した販売方法については、農業者自らが農畜産物などの情報発信に必要な知識を得るための研修等を実施します。
- ・農業者と食品関連事業者等のマッチング機会の増加を図るため、商談会を開催し、販路拡大を促進します。
- ・大型直売所等への出荷者を対象に、直売向け品目の生産技術や農産加工品開発を支援します。
- ・県内卸売市場による安全・安心対策の充実や地産地消の推進等の取組を支援します。

## (3) 農畜産物の安全・安心と食育の推進

### 【これまでの取組と課題】

- ・農畜産物の安全・安心確保のため、農薬安全対策やGAP<sup>50</sup>等第三者認証の取得支援、農場HACCP<sup>51</sup>等に沿った衛生管理の取組を推進しました。
- ・家畜伝染病の発生予防等のため、家畜伝染病予防法に基づく検査、飼養

<sup>50</sup> Good Agricultural Practices の略称で、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。

<sup>51</sup> 安全な畜産物生産のため、畜産農場において生産段階ごとに危害を与えるポイントを設定し、継続的に監視・記録することで、衛生管理を行う手法。

衛生管理基準遵守等に対する指導等を行いました。

- ・安全・安心な農畜産物を安定的に供給するため、引き続き、農薬の適正使用や衛生管理等の取組を推進する必要があります。
- ・食育の取組を進めるため、食育フェスタの開催や、食育月間ポスターの作成などによる普及啓発、県産農畜産物を活用した学校給食の取組を推進しました。

### 【主な取組内容】

県産農畜産物の提供を通じて県民の健康維持に寄与するために、安全・安心を確保するとともに、食育等の推進に取り組みます。

- ・農畜産物の安全・安心を確保するため、農薬安全対策やGAP、農場HACCPの取組の支援等を実施します。
- ・健康な家畜及び安全・安心な畜産物を生産するため、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病の発生予防やまん延防止、動物用医薬品及び飼料の適切な使用を推進します。
- ・将来にわたり健康で長生きできる社会を実現するため、県民一人ひとりが「食」のあり方を学び、食生活を見直していけるよう、主食・主菜・副菜を組み合わせたバランスのよい食事の推進や食や栄養に関する知識の普及などに取り組みます。
- ・食に関する知識や地域の食材への理解を深めるため、県産農畜産物を活用した学校給食等を推進します。
- ・学校、保育所、事業所等の給食施設等において、利用者への栄養等に関する情報提供や、食に関する興味関心の向上に努めます。



食育推進の取組  
(ポスター)

## ■学校給食における地場産物活用の取組

第3次神奈川県食育推進計画では、「公立小・中学校の学校給食において地場産物を使用する割合」の増加を目標の1つに掲げています。

県では、県内産農畜水産物及び同加工品を、生きた教材である学校給食において活用することで、食に関する知識や地域の食材への理解を深められるよう、子どもへの食育を推進しています。

### 【県内公立学校における取組】

- ・地場産物をより多く取り入れた学校給食や食育の実施に努める「かながわ学校給食地場産物利用促進運動」
- ・県産食材を使用した献立による給食を実施し、あわせて県産食材を活用した取組を実施する「かながわ産品学校給食デー」
- ・県産食材を活用した献立例や食育の取組などを掲載した情報誌の発行 等



地場産物を活用した学校給食  
(夏野菜のカレーライス、  
牛乳、あじさいサラダ)

## 2 施策の数値目標

項目	基準値 2021（令和3）年	目標値 2032（令和14）年
かながわブランドの認知度	71.7%	82.0%

### 【目標設定の考え方】

県産農畜産物の利用拡大を図るためには、かながわブランドを「知ってもらう」ことが重要であることから、かながわブランドの認知度を目標として設定した。

項目	基準値 2020（令和2）年	目標値 2032（令和14）年
農業者が生産・販売した加工品及び運営した観光農園の年間総販売金額	42.4億円	48.0億円

### 【目標設定の考え方】

6次産業化の進展による加工品の年間総販売金額の増加、また、収穫体験等の観光農園の取組は、県民ニーズに応じた農畜産物の利用拡大や新たな事業の実施による付加価値の変化を示す指標となることから、目標として設定した。

項目	基準値 2021（令和3）年	目標値 2032（令和14）年
販路拡大などの成果があった畜産物のブランド数	5件/年	5件/年

### 【目標設定の考え方】

県民ニーズに対応した新たな販売契約数や、新商品の開発など品目数が増加することで県民が求める畜産物の提供に寄与することから、目標として設定した。



## 施策の方向3 環境に配慮した農業の推進と生産環境の保全 ～環境にやさしい、まもる～ 【環境】

農業の持続的な発展のため、「みどりの食料システム戦略」に対応した環境負荷低減技術の導入等による環境にやさしい農業生産の推進と、地域ぐるみの共同活動の支援や鳥獣被害対策など農業環境をまもる取組の推進により、環境と共存する農業を目指します。

### 1 取組内容

#### (1) 環境に配慮した農業の推進

##### 【これまでの取組と課題】

- ・環境負荷を低減する生産技術の研修会やほ場見学会を開催し、有機農業を含む環境保全型農業の取組を推進しました。
- ・臭気対策を含めた畜産環境対策として、家畜排せつ物処理施設等の整備を支援するとともに、地域と調和した畜産環境づくりの一環として畜産環境コンクール<sup>52</sup>を実施しました。
- ・持続可能な社会の実現に貢献するため、有機農業を含む環境保全型農業の推進に加え、省エネ対策や未利用資源の活用など脱炭素化につながる取組も推進する必要があります。

##### 【主な取組内容】

環境に配慮した農業を実現するため、有機農業を含む環境保全型農業や未利用資源を活用した農業生産を着実に推進するとともに、省エネ対策等を支援します。

- ・有機農業を含む環境保全型農業を推進するため、環境負荷を低減する生産技術の開発と普及や産地に適した環境にやさしい栽培技術等を取り入れたグリーンな栽培体系<sup>53</sup>への転換に向けた取組の支援、みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動の認定等に取り組めます。
- ・持続可能な施設園芸<sup>54</sup>への転換を図るため、省エネ機器の導入など脱炭素化につながる取組を推進します。
- ・資源循環を図るため、都市から発生する未利用資源を活用した肥料の利用など脱炭素化につながる取組を推進します。
- ・家畜ふん堆肥の有効利用を推進するため、良質堆肥の生産技術や堆肥の

<sup>52</sup> 畜産農家の畜舎や施設周辺の環境美化・衛生等に対する取組を審査・評価するもの。畜産関係者への意識啓発と畜産に対する県民の理解と信頼を深めるため、県が実施するコンクール。

<sup>53</sup> 環境保全型の栽培技術と省力化に資する先端技術等を組み合わせた栽培体系。

<sup>54</sup> ガラス室やビニールハウスを利用して野菜や花、果樹などの園芸作物を栽培すること。

利用技術を普及し、畜産農家と耕種農家の連携を図ります。

- ・畜産経営と都市環境の調和を図るため、臭気低減に関する技術を実証し、生産現場へ普及するとともに、家畜排せつ物処理施設の整備を推進します。
- ・未利用資源である食品残さを家畜飼料として有効活用するため、エコフィードの利用を推進します。



緑肥による土づくりとセンチュウ<sup>55</sup>対策



エコフィード利用  
(食品残さの飼料化と牛への給与)

#### ■環境負荷低減事業活動（みどりの食料システム法）

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（みどりの食料システム法）が2022（令和4）年7月に施行されました。

この法律では、県と市町村が協力・連携して基本計画を作成し、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する計画の認定制度を設けることにより、農林漁業及び食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済の発展等を図ることとしています。

<農業における環境負荷低減事業活動>

- ①土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組や有機農業の取組を行う事業活動
- ②二酸化炭素やメタンなど温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動  
(省エネ設備の導入、家畜排せつ物の強制発酵、水田の中干し期間の延長等の取組)
- ③その他農業に由来する環境負荷の低減に資する事業活動
  - ・水耕栽培における化学肥料・化学農薬の使用低減
  - ・炭素の貯留に資する土壌改良資材の農地への施用
  - ・生分解性プラスチックを用いた資材の使用 等



赤色防虫ネットによる微小害虫の防除

<sup>55</sup> 線形動物の総称。植物寄生性センチュウは土壤中に存在し、主に農作物の根に寄生し被害をもたらす。



## (2) 農地等の活用・保全

### 【これまでの取組と課題】

- ・農業の有する多面的機能を発揮させるため、水路の維持管理等の取組を行う地域ぐるみの共同活動に対して助成し、農地の保全活動を支援しました。
- ・農地等は食料等を供給する農業生産基盤であるとともに、県民が農業の有する多面的機能の恵みを享受する場でもあることから、引き続き、共同活動の支援を継続する必要があります。
- ・かながわホームファーマー<sup>56</sup>事業等により、荒廃農地等と県民の力をマッチングさせた手法で荒廃農地等の解消を図ってきましたが、荒廃農地等は年々増加していることから、取組を強化していく必要があります。
- ・2021（令和3）年度までの5年間で累計123団体の里地里山保全等の活動を支援し、里地里山の保全を図りました。

### 【主な取組内容】

農地等の有効活用や保全を推進するとともに、農業の有する多面的機能を発揮させるため、地域農業の振興を図ります。また、水路の維持管理など地域ぐるみの共同活動や県民と連携した農地の活用を促進します。

- ・市街地及びその周辺にある農地を有効に活用し、適正に保全するため、都市農業振興基本法に基づき市町村が定める地方計画の策定を促進します。
- ・農業生産活動を維持・向上させるため、地域ぐるみの共同活動への支援に取り組みます。
- ・農地を適正に保全するため、効率的で効果的な手法を工夫しながら、県民と連携した農地の活用を図ります。
- ・地域住民等による里地里山の保全活動への支援や、里地里山に触れ合う機会の提供に取り組みます。

---

<sup>56</sup> 県が耕作放棄地を復旧して農園を開設し、県民に栽培研修等を行いながら100㎡以上の広い面積の農園を貸し出すことにより、農地の有効利用を図る制度。



県民と連携した農地の活用  
(かながわホームファーマー体験研修)



県民と連携した樹園地の活用  
(オレンジホームファーマー<sup>57</sup>体験研修)

### ■地域ぐるみの共同活動

本県の都市農業は、農地や農業用水等の農業資源を基礎として営まれ、新鮮で安全・安心な食料等の供給と、良好な景観の形成、防災、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、文化の伝承、情操のかん養など、農業が適切に営まれることによって生じる様々な機能である「農業の有する多面的機能」を有しており、その利益は多くの県民が享受しています。

県では、農業の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるよう、農業資源を保全するために農業者等が地域で行う水路等の清掃や景観植栽などの共同活動への支援を行っていきます。



水路の清掃活動

### ■里地里山の保全活動

里地里山とは、集落と農地・水路・ため池・雑木林などが一体となった地域です。

こうした地域は、農林業の生産の場や生活の場として、人が「自然」に働きかけ、長い時間をかけて形づくられたもので、生物の多様性の確保やレクリエーションの場の提供など、私たちに多くの恵みをもたらしてきました。

しかし、近年、生活様式の変化や農家の減少・高齢化などを背景に適切な管理が行き届かず、その多くの恵みが失われつつあります。

そこで、県では里地里山を次世代へ引き継いでいくため「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」を2008（平成20）年に施行し、農家の高齢化等により管理が行き届かなくなった里地里山の保全活動を行う団体の支援等を行っています。



田植えイベント

<sup>57</sup> 県が耕作放棄地を復旧して農園（柑橘果樹園）を開設し、県民に栽培研修を行いながら農園を管理していただくことにより、農地の有効活用を図る制度。

### (3) 農業の有する多面的機能等への県民の理解促進

#### 【これまでの取組と課題】

- ・地域で取り組む収穫体験や農場見学会の取組を支援しました。
- ・田んぼの生きもの調査<sup>58</sup>や農業用水路等の農業施設見学会を開催し、県民の食と農に対する理解促進に取り組むとともに、観光農業に係る計画作成の支援や技術指導等を行いました。
- ・県民のさらなる農業への理解促進等を図るため、多くの県民が参加できるよう、引き続き、開催内容等を工夫しながら取り組む必要があります。

#### 【主な取組内容】

本県農業が県民の身近で営まれるメリットを生かし、子どもたちをはじめとした県民の農業への理解促進を図るとともに、農業者と県民とが触れ合える場所や機会の確保等に取り組めます。

- ・都市と農業の共存を図るため、出前講座の実施や小学校との連携等により、農業の有する多面的機能や農業生産活動に対する県民の理解促進に取り組めます。
- ・農業者と消費者である県民とが触れ合える場所や機会を確保するため、田んぼの生きもの調査等を実施するとともに、観光農業の計画づくりなどを支援します。



小学生向けの出前講座  
(水稲栽培と農業用水の役割の講義)



小学校の総合学習における授業  
(農業の有する多面的機能の講義)

### (4) 鳥獣被害対策の推進

#### 【これまでの取組と課題】

- ・かながわ鳥獣被害対策支援センターを設置し、鳥獣被害対策専門員による地域の鳥獣被害に対する技術的な支援等を行いました。また、かながわハンター塾等を開催し、人材育成に取り組めました。
- ・鳥獣による農作物被害の拡大は農業者の生産意欲を減退させ、生産環境の

<sup>58</sup> 水田やその水田周辺における魚・水生昆虫、カエル等を対象とした生物相の現状把握、地域住民等に対する農業農村の持つ生態系保全機能等への理解促進等を目的とした調査。

悪化につながることから、地域が一体となって対策に取り組む必要があります。

### 【主な取組内容】

農作物被害を軽減し、農業生産活動を継続するために、地域ぐるみで取り組む鳥獣被害対策等を支援します。

- ・鳥獣の捕獲、防護柵を設置するなどの被害防護対策、鳥獣の隠れ家となる藪の刈り払いなどの集落環境整備の3つの鳥獣被害の基本対策をバランスよく組み合わせて行う地域ぐるみの取組を支援します。
- ・鳥獣被害防止技術の普及や被害を受けにくい農作物の普及に取り組まします。

#### ■地域ぐるみの鳥獣被害対策

鳥獣被害対策は、農家の方々が個別に対策を行うだけでなく、地域の方々が力を合わせて一体となって3つの基本対策を行うこと（地域ぐるみの対策）が必要です。

＜3つの基本対策＞

- ・鳥獣の捕獲
- ・防護柵を設置するなどの被害防護対策
- ・鳥獣の隠れ家となる藪の刈り払いなどの集落環境整備



地域ぐるみの対策（藪の刈り払い）

かながわ鳥獣被害対策支援センターでは「地域ぐるみの対策」の立ち上げを支援しており、地域主体での自主的な取組が増えています。こうした「地域ぐるみの対策」が進んだ地区などでは、鳥獣による農作物の被害が減るなど、一定の効果が認められています。

かながわ鳥獣被害対策支援センターにおける地域ぐるみの対策の立ち上げ支援地区

2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度
<b>6地区</b> ・葉山町二子山 ・相模原市緑区名倉 ・平塚市土沢 ・茅ヶ崎市萩園 ・二宮町一色 ・大井町高尾	<b>5地区</b> ・横須賀市東浦賀 ・愛川町田代/平山 ・藤沢市葛原 ・大磯町生沢/寺坂 ・湯河原町鍛冶屋/城堀/宮下	<b>7地区</b> ・川崎市麻生区岡上 ・相模原市緑区鳥屋 ・厚木市小野/七沢/上古沢/下古沢/森の里 ・綾瀬市深谷上 ・清川村金翅 ・秦野市平沢小原 ・小田原市上曾我/曾我大沢	<b>3地区</b> ・相模原市緑区佐野川/澤井 ・横須賀市津久井 ・山北町清水/三保	<b>3地区</b> ・小田原市橋 ・南足柄市狩野 ・清川村煤ヶ谷御所垣戸



## 2 施策の数値目標

項目	基準値 2021（令和3）年	目標値 2032（令和14）年
有機農業者数	274人	380人
有機農業取組面積	200ha	260ha

### 【目標設定の考え方】

有機農業は、農業の自然循環機能を増大させるとともに、環境負荷の低減などにもつながるため、本県においても着実に有機農業を活性化させる必要があることから、目標として設定した。

項目	基準値 2021（令和3）年	目標値 2032（令和14）年
県又は農地中間管理機構 <sup>59</sup> が直接解消した荒廃農地面積（累計値）	58ha	100ha

### 【目標設定の考え方】

県内の荒廃農地は増加傾向であり、従来取り組んできたかながわ（中高年）ホームファーマー事業、オレンジホームファーマー事業、かながわ農業サポーター<sup>60</sup>事業に加え、農地中間管理機構との連携により、積極的に荒廃農地を解消していく必要があることから、目標として設定した。

<sup>59</sup> 農用地の利用の効率化・高度化の促進を図るため、各都道府県に一つ設置された農地の中間的受け皿となる組織。

<sup>60</sup> 一定の栽培技術と意欲を持ち農作物の販売に取り組みたい方を、県が「かながわ農業サポーター」として認定し、同サポーターが耕作するための耕作放棄地の復旧や農地貸借の支援を行う制度。



## 参考資料

### 1 統計資料

#### (1) 担い手（農家・農業経営体）

表1 総農家数 単位：戸

		2020年	2015年	2010年	2005年	2000年
全国	総農家数	1,747,079	2,155,082	2,527,948	2,848,166	3,120,215
	増減率(%)	-18.9	-14.7	-11.2	-8.7	
神奈川県	総農家数	21,290	24,552	27,996	29,681	30,705
	増減率(%)	-13.3	-12.3	-5.7	-3.3	

(農林業センサスより作成)

表2 販売農家数 単位：戸

		2020年	2015年	2010年	2005年	2000年
全国	販売農家数	1,027,892	1,329,591	1,631,206	1,963,424	2,336,909
	増減率(%)	-22.7	-18.5	-16.9	-16.0	
神奈川県	販売農家数	10,479	12,685	14,863	16,414	19,377
	増減率(%)	-17.4	-14.7	-9.4	-15.3	

(農林業センサスより作成)

表3 農業経営体数 単位：経営体

		2020年	2015年	2010年	2005年
全国	農業経営体数	1,075,705	1,377,266	1,679,084	2,009,380
	増減率(%)	-21.9	-18.0	-16.4	
神奈川県	農業経営体数	11,402	13,809	15,612	17,121
	増減率(%)	-17.4	-11.5	-8.8	

(農林業センサスより作成)

表4 主業・準主業農家数\* 単位：戸

		2020年	2015年	2010年	2005年	2000年
全国	主業農家数	230,855	291,531	359,720	429,467	500,484
	準主業農家数	142,538	258,823	388,883	443,389	599,449
	計	373,393	550,354	748,603	872,856	1,099,933
	増減率(%)	-32.2	-19.0	-16.2	-14.2	
神奈川県	主業農家数	1,938	3,501	4,315	4,788	5,169
	準主業農家数	2,801	2,879	3,718	4,286	6,238
	計	4,739	6,380	8,033	9,074	11,407
	増減率(%)	-44.6	-18.9	-9.9	-7.4	

\*2000、2005、2010年は販売農家、2015、2020年は個人経営体 (農林業センサスより作成)

表5 年齢別基幹的農業従事者数\*（神奈川県） 単位：人

		2020年	2015年	2010年	2005年	2000年
計		16,455	20,901	24,046	27,063	27,225
生産年齢人口合計		5,769	8,093	10,139	12,161	14,013
増減率(%)		-28.7	-20.2	-16.6	-13.2	
15～29歳		307	390	485	605	654
30～39歳		711	901	1,086	1,342	1,543
40～49歳		1,210	1,553	1,901	2,424	3,136
50～59歳		1,956	2,598	3,710	4,501	4,801
60～64歳		1,585	2,651	2,957	3,289	3,879
65歳以上		10,686	12,808	13,907	14,902	13,212
増減率(%)		-16.6	-7.9	-6.7	12.8	

\*2000、2005、2010年は販売農家、2015、2020年は個人経営体の数字 (農林業センサスより作成)

表6 販売農家の基幹的農業従事者の平均年齢\* 単位：歳

	2020年	2015年	2010年	2005年	2000年
全国	67.7	67.1	66.1	64.2	62.0
神奈川県	66.8	66.2	65.2	63.7	61.1

(農林業センサスより作成)

\*2000、2005、2010年は販売農家、2015、2020年は個人経営体の数字

表7 農業経営体当たりの経営耕地面積（神奈川県）

	単位：a			
	2020年	2015年	2010年	2005年
経営体当たりの面積	85.8	81.6	81.3	79.5
増減率（%）	5.2	0.3	2.3	

(農林業センサスより作成)

表8 経営耕地面積規模別の農業経営体数

【全国】

区分	経営体数		増減率 (%)	構成比(%)	
	2020年	2015年		2020年	2015年
農業経営体（計）	1,075,705	1,377,266	-21.9	100	100
0.3ha未満	52,883	49,008	7.9	4.9	3.6
0.3以上～0.5未満	193,434	256,106	-24.5	18.0	18.6
0.5～1.0	319,190	436,249	-26.8	29.7	31.7
1.0～1.5	158,186	215,883	-26.7	14.7	15.7
1.5～2.0	88,376	117,486	-24.8	8.2	8.5
2.0～3.0	91,427	115,983	-21.2	8.5	8.4
3.0～5.0	68,593	81,538	-15.9	6.4	5.9
5.0～10.0	48,454	52,229	-7.2	4.5	3.8
10.0ha以上	55,162	52,784	4.5	5.1	3.8

【神奈川県】

区分	経営体数		増減率 (%)	構成比(%)	
	2020年	2015年		2020年	2015年
農業経営体（計）	11,402	13,809	-17.4	100	100
0.3ha未満	1,344	1,601	-16.1	11.8	8.4
0.3以上～0.5未満	2,785	3,471	-19.8	24.4	26.1
0.5～1.0	4,036	4,998	-19.2	35.4	39.1
1.0～1.5	1,726	2,094	-17.6	15.1	15.4
1.5～2.0	771	907	-15.0	6.8	6.5
2.0～3.0	489	509	-3.9	4.3	3.3
3.0～5.0	167	162	3.1	1.5	0.9
5.0～10.0	70	57	22.8	0.6	0.5
10.0ha以上	14	10	40.0	0.1	0.1

(農林業センサスより作成)

(注)四捨五入の関係で内訳と計が一致しない場合がある

表9 農産物販売金額規模別経営体数

単位：経営体

区分	全国			神奈川県		
	2020年	2015年	増減率 (%)	2020年	2015年	増減率 (%)
農業経営体（計）	1,075,705	1,377,266	-21.9	11,402	13,809	-17.4
販売なし	97,495	132,034	-26.2	1,818	2,193	-17.1
50万円未満	287,122	470,357	-39.0	3,031	4,032	-24.8
50万円以上～100万円未満	175,832	211,374	-16.8	1,551	1,698	-8.7
100～300万円	212,830	255,317	-16.6	1,958	2,415	-18.9
300～500万円	83,413	85,221	-2.1	821	934	-12.1
500～1,000万円	91,764	97,416	-5.8	989	1,087	-9.0
1,000～3,000万円	86,145	90,201	-4.5	971	1,177	-17.5
3,000万円以上	41,104	35,346	16.3	263	273	-3.7

(農林業センサスより作成)

表10 農業生産関連事業

単位：経営体

区分	全国			神奈川県			
	2020年	2015年	増減率 (%)	2020年	2015年	増減率 (%)	
農業経営体数	1,075,705	1,377,266	-21.9	11,402	13,809	-17.4	
農業生産関連事業に取り組む 実経営体数	230,834	251,073	-8.1	5,287	5,389	-1.9	
経営体に占める割合 (%)	21.5	18.2		46.4	39.0		
事業種類別 (複数回答)	農産物の加工	29,950	25,068	19.5	400	374	7.0
	消費者に直接販売	207,600	236,655	-12.3	4,925	5,158	-4.5
	小売業	56,220	-	-	1,381	-	-
	貸農園・体験農園等	1,533	3,723	-58.8	128	213	-39.9
	観光農園	5,275	6,597	-20.0	238	264	-9.8
	農家レストラン	1,244	1,304	-4.6	19	22	-13.6
その他	7,255	4,162	74.3	297	43	590.7	

(農林業センサスより作成)

## (2) 農地

表11 総農家の経営耕地面積

単位：ha

		2020年	2015年	2010年	2005年	2000年
		全国	面積	2,725,221	3,062,037	3,353,619
	増減率(%)	-11.0	-8.7	-7.1	-7.1	
神奈川県	面積	11,142	12,880	14,631	15,329	16,978
	増減率(%)	-13.5	-12.0	-4.6	-9.7	

(農林業センサスより作成)

表12 農業経営体の経営耕地面積

【全国】		単位：ha			
		2020年	2015年	2010年	2005年
全体	面積	3,232,882	3,451,444	3,631,585	3,693,026
	増減率(%)	-6.3	-5.0	-1.7	
田	面積	1,784,900	1,947,029	2,046,267	2,084,015
	増減率(%)	-8.3	-4.8	-1.8	
普通畑	面積	787,583	736,086	755,950	772,343
	増減率(%)	7.0	-2.6	-2.1	
樹園地	面積	159,154	188,648	213,797	229,435
	増減率(%)	-15.6	-11.8	-6.8	
牧草地	面積	501,246	514,071	534,345	540,110
	増減率(%)	-2.5	-3.8	-1.1	

## 【神奈川県】

【神奈川県】		単位：ha			
		2020年	2015年	2010年	2005年
全体	面積	9,782	11,262	12,691	13,606
	増減率(%)	-13.1	-11.3	-6.7	
田	面積	2,358	2,683	3,018	3,124
	増減率(%)	-12.1	-11.1	-3.4	
普通畑	面積	5,560	5,625	6,057	6,766
	増減率(%)	-1.2	-7.1	-10.5	
樹園地	面積	1,760	2,234	2,729	2,995
	増減率(%)	-21.2	-18.1	-8.9	
牧草地	面積	104	17	106	45
	増減率(%)	511.8	-84.0	135.6	

(農林業センサスより作成)

表13 荒廃農地面積（A分類、B分類）

【全国】		単位：ha				
		2020年	2019年	2018年	2017年	2016年
全体	面積	281,831	283,536	279,970	282,922	281,219
	増減率(%)	-0.6	1.3	-1.0	0.6	
A分類	面積	90,238	91,161	91,524	92,454	97,992
	増減率(%)	-1.0	-0.4	-1.0	-5.7	
B分類	面積	191,593	192,376	188,446	190,468	183,227
	増減率(%)	-0.4	2.1	-1.1	4.0	

## 【神奈川県】

【神奈川県】		単位：ha				
		2020年	2019年	2018年	2017年	2016年
全体	面積	1,441	1,337	1,273	1,259	1,291
	増減率(%)	7.8	5.0	1.1	-2.5	
A分類	面積	666	613	590	633	698
	増減率(%)	8.6	3.9	-6.8	-9.3	
B分類	面積	775	724	683	626	594
	増減率(%)	7.0	6.0	9.1	5.4	

(荒廃農地の発生・解消状況に関する調査より作成)

【分類】 A分類：再生利用が可能な荒廃農地（農地法第32条第1項第1号に該当する農地）

B分類：再生利用が困難と見込まれる荒廃農地

### (3) 農業産出額

表14 農業産出額（全国）

	2020年			2019年	2018年	2017年	2016年	2015年
	農業 産出額	構成比 (%)	対2015年比 増減率 (%)					
【全国】								
合計	89,557	100	1.8	88,938	90,558	92,742	92,025	87,979
米	16,551	18.5	10.4	17,426	17,416	17,357	16,549	14,994
麦類	521	0.6	20.6	527	398	420	312	432
雑穀・豆類	789	0.9	2.3	864	713	780	634	771
いも類	2,391	2.7	5.7	1,992	1,955	2,102	2,372	2,261
野菜	22,520	25.1	-5.8	21,515	23,212	24,508	25,567	23,916
果実	8,741	9.8	11.5	8,399	8,406	8,450	8,333	7,838
花き	3,080	3.4	-12.7	3,264	3,327	3,438	3,529	3,529
工芸作物	1,553	1.7	-16.6	1,699	1,786	1,930	1,871	1,862
その他	697	0.8	8.4	614	603	620	635	643
畜産計	32,279	36.0	3.5	32,107	32,129	32,522	31,626	31,179
肉用牛	6,863	7.7	-0.3	7,880	7,619	7,312	7,391	6,886
乳用牛	9,310	10.4	10.9	9,193	9,110	8,955	8,703	8,397
うち生乳	7,798	8.7	6.6	7,628	7,474	7,402	7,391	7,314
豚	6,596	7.4	6.1	6,064	6,062	6,494	6,122	6,214
鶏	8,724	9.7	-3.6	8,231	8,606	9,031	8,754	9,049
うち鶏卵	4,577	5.1	-16.2	4,549	4,812	5,278	5,148	5,465
その他畜産物	787	0.9	24.1	740	731	730	657	634
加工農産物	436	0.5	-21.4	530	615	615	598	555

(注) 四捨五入の関係で内訳と計が一致しない場合がある

#### 【神奈川県】

単位：億円

	2020年			2019年	2018年	2017年	2016年	2015年
	農業 産出額	構成比 (%)	対2015年比 増減率 (%)					
合計	659	100	-18.4	655	697	839	846	808
米	31	4.7	6.9	33	36	34	32	29
麦類	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0
雑穀・豆類	2	0.3	-33.3	2	2	2	3	3
いも類	17	2.6	-10.5	14	13	16	19	19
野菜	345	52.4	-21.9	333	360	463	476	442
果実	64	9.7	-26.4	71	82	98	86	87
花き	41	6.2	-22.6	42	45	48	51	53
工芸作物	1	0.2	-50.0	1	1	1	2	2
その他	9	1.4	12.5	9	9	×	9	8
畜産計	147	22.3	-9.3	148	146	163	165	162
肉用牛	12	1.8	9.1	13	11	10	12	11
乳用牛	41	6.2	-19.6	44	45	47	51	51
うち生乳	36	5.5	-21.7	37	39	41	44	46
豚	52	7.9	0.0	50	48	59	54	52
鶏	41	6.2	-14.6	41	41	46	47	48
うち鶏卵	40	6.1	-14.9	41	41	46	47	47
その他畜産物	1	0.2	-	1	1	1	1	0
加工農産物	2	0.3	-33.3	2	2	2	3	3

(注) 四捨五入の関係で内訳と計が一致しない場合がある

(生産農業所得統計より作成)

### (4) 耕地面積当たりの生産農業所得

表15 耕地10a当たりの生産農業所得の推移 単位：千円/10a

	2020年	2019年	2018年	2017年	2016年
全国	77	76	79	85	84
神奈川県	145	133	140	156	160

(面積調査、生産農業所得統計を参考に作成)



## 2 用語説明

### (1) 五十音順

行	用語	説明文
あ	アフリカ豚熱	アフリカ豚熱ウイルスの感染による豚やイノシシの伝染病で、強い感染力と高い致死率を示す。有効なワクチン及び治療法はない。現在、日本で発生している豚熱とは全く異なる。
	医食農同源	病気を治療するのも、日常の食事をするのも、ともに生命を養い健康を保つために欠くことのできないもので、源は同じだという考えに、さらに食材等を育てる「農」を取り込んだ健康観のこと。
	エコフィード	食品製造副産物や売れ残った食品、調理残さ、規格外農産物等を有効利用して製造した家畜用飼料のこと。
	オレンジホーム ファーマー	県が耕作放棄地を復旧して農園（柑橘果樹園）を開設し、県民に栽培研修を行いながら農園を管理していただくことにより、農地の有効活用を図る制度。
か	かながわ農業サ ポーター	一定の栽培技術と意欲を持ち農作物の販売に取り組みたい方を、県が「かながわ農業サポーター」として認定し、同サポーターが耕作するための耕作放棄地の復旧や農地賃借の支援を行う制度。
	かながわホーム ファーマー	県が耕作放棄地を復旧して農園を開設し、県民に栽培研修等を行いながら 100㎡以上の広い面積の農園を貸し出すことにより、農地の有効活用を図る制度。
	環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の低減に配慮した持続的な農業。
	観光農業	農業経営体が自ら生産した農作物について、直接対面で販売する農産物直売所、収穫など体験させる観光農園、料理を提供する農家レストラン、料理の提供と併せて宿泊させる農家民宿などの農業関連事業。
	基幹的農業従事 者	15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者。
	基幹的農業水利 施設	河川を堰き止めて、農業用水を取り入れる頭首工や農業用の用排水路のうち、受益農地が複数の市町にまたがる基幹的な施設。
	牛群検定	酪農家が飼養する乳用牛について、個体ごとの乳量や乳成分、飼料給与量、繁殖成績などを測定・記録し、その結果を集計・分析することで、飼養管理の改善に活用し、生産性の向上を図ることを目的とした事業。
	グリーンな栽培 体系	環境保全型の栽培技術と省力化に資する先端技術等を組み合わせた栽培体系。
	経営耕地	農業者や農業法人等の経営体が経営している耕地で、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計。 経営耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地
	ゲノミック評価	能力が不明な牛のDNAを解析し、既に能力が判明している牛の蓄積されたデータを元に分析し、能力を評価する手法。若齢牛のうちに能力の優れた牛を特定できるため、家畜改良の大幅なスピードアップが可能となる。
	耕種	水稻、麦類、豆類、野菜、果樹、花き、工芸農作物、飼肥料作物等の栽培のこと。
	口蹄疫	口蹄疫ウイルスの感染による牛、豚、羊等の伝染病で、きわめて感染力が強く、家畜の生産性を著しく低下させ、幼獣では高い致死率を示す。有効なワクチン及び治療法はない。
	荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では農作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。
	高病原性鳥イン フルエンザ	鳥インフルエンザのうち、国際機関の診断基準により高病原性として判定されたウイルスによる伝染病で、鶏に対して高い致死率を示し、有効なワクチン及び治療法はない。人獣共通感染症。

行	用語	説明文
さ	自給飼料	家畜の餌として、家畜の飼養者が自己所有地や借地で自ら栽培・生産するイネ科牧草やトウモロコシなどの飼料。
	施設園芸	ガラス室やビニールハウスを利用して野菜や花、果樹などの園芸作物を栽培すること。
	収入保険	全ての農作物を対象に、自然災害やその他の事情によって農業者が受ける農業収入の減少を補填する保険制度。
	食の外部化	共働き世帯や単身世帯の増加、高齢化の進行、生活スタイルの多様化等を背景に、家庭内で行われていた調理や食事を家庭外に依存する動向。
	飼料生産基盤	飼料生産の基礎となるもので、草地、水田及び畑地などの土地や飼料を生産する人、組織、機械のこと。
	センチウ	線形動物の総称。植物寄生性センチウは土壌中に存在し、主に農作物の根に寄生し被害をもたらす。
た	第三者継承	現経営者が親族や従業員以外の者へ経営を継承すること。継承者のいない経営体は、機械・設備等の有形資産や技術・ノウハウなどの無形資産を引き継ぐことができ、経営を引き継ぐ新規参加者は、初期の設備投資を低く抑えられる。
	多産系母豚	繁殖能力を改良した雌豚で、多くの子豚を産み育てる能力に優れる。多産系母豚を養豚経営に導入することで、肉豚の出荷頭数増が見込まれる。
	脱炭素化	二酸化炭素の排出を実質ゼロにすること。
	田んぼの生きもの調査	水田やその水田周辺における魚・水生昆虫、カエル等を対象とした生物相の現状把握、地域住民等に対する農業農村の持つ生態系保全機能等への理解促進等を目的とした調査。土地改良区等の農家組織の協力を得ながら、小学校の総合学習や都市住民等を対象に調査を実施している。
	地域計画（人・農地プラン）	地域の農業者等の話し合いを踏まえ、農業の将来の在り方や目標とする農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、市町村が策定するもの。
	畜産環境コンクール	畜産農家の畜舎や施設周辺の環境美化・衛生等に対する取組を審査・評価するもの。畜産関係者への意識啓発と畜産に対する県民の理解と信頼を深めるため、県が実施するコンクール。
	畜産物の出口戦略	これまで生産振興を中心に行っていた畜産施策を見直し、畜産物の流通・販売・消費分野（＝出口）へのアプローチ、取組のこと。
	地産地消	地域の需要に即した生産を行い、その産物を地域で消費するための取組。
	中核的経営体	都市農業の有利性を生かした優れた経営感覚を有している、概ね年間販売額700万円以上の経営体。
	頭首工	河川から農業用水を取水するため、河川を堰き止めて水位を上昇させ、水路へ流し込む施設のこと。用水路の頭の部分にあたることからこのように呼ばれる。
	都市農業	神奈川県都市農業推進条例において、「都市に生活する県民に対し、新鮮で安全・安心な食料等を供給し、及び農業の有する多面的機能を提供する役割を担う神奈川県全域で営まれる農業」を都市農業としている。 ※参考：都市農業振興基本法では、「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」を都市農業としている。
トップ経営体	優れた経営感覚を有し、常時雇用の導入等により高い生産力を確保した年間販売額3,000万円以上の経営体。	
な	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画を作成し、市町村長等からその計画の認定を受けた者。
	農業共済	対象品目について、自然災害等によって農業者が受ける損失を補填する保険制度。

行	用語	説明文
な	農業経営体	<p>農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、次のいずれかに該当する事業を行う者</p> <p>(1) 経営耕地面積が 30 a 以上の規模の農業</p> <p>(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の基準以上の農業</p> <p>①露地野菜作付面積 15 a                      ②施設野菜栽培面積 350 m<sup>2</sup></p> <p>③果樹栽培面積 10 a                            ④露地花き栽培面積 10 a</p> <p>⑤施設花き栽培面積 250 m<sup>2</sup>                ⑥搾乳牛飼養頭数 1 頭</p> <p>⑦肥育牛飼養頭数 1 頭                        ⑧豚飼養頭数 15 頭</p> <p>⑨採卵鶏飼養羽数 150 羽                    ⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽</p> <p>⑪その他、調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模</p> <p>(3) 農作業の受託の事業</p>
	農業産出額	当該年における都道府県別の農産物及び加工農産物の品目毎の生産数量に品目毎の農家庭先販売価格（消費税を含む。）を乗じて求めた推計値。
	農業支援サービス	データ分析やドローンを活用した農薬散布等の農作業受託、農業機械のシェアリング、農業現場への人材供給等、農業を支援するサービス。
	農業生産基盤	農作物の生産に必要な頭首工、用水路、排水路、農道やほ場などの土地や施設。
	農業の有する多面的機能	良好な景観の形成、防災、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、文化の伝承、情操のかん養等、農業生産活動による食料等の供給の機能以外の多面にわたる機能。
	農業保険	「農業共済」と「収入保険」の 2 つの事業からなる公的な保険制度。
	農場 HACCP	安全な畜産物生産のため、畜産農場において生産段階ごとに危害を与えるポイントを設定し、継続的に監視・記録することで、衛生管理を行う手法。
	農地中間管理機構	農用地の利用の効率化・高度化の促進を図るため、各都道府県に一つ設置された農地の中間的受け皿となる組織。本県では公益社団法人神奈川県農業公社（令和 5 年 4 月以降は公益社団法人神奈川県農業会議）を農地中間管理機構に指定している。
	農福連携	障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。
	農林業センサス	我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、5 年ごとに国が行う調査。
は	豚熱	豚熱ウイルスの感染による豚やイノシシの伝染病で、強い感染力と高い致死率を示す。治療法はない。野生イノシシによる感染拡大が深刻で、ワクチンを接種している養豚場でも発生が見られる。
	ベンチマーキング手法	他農家の優れた事例を指標として、自らの経営状態や生産成績などを客観的に比較・分析し、改善すべき点を見出す、経営改善技術の手法の一つ。
	ほ場	農作物を栽培するための水田や畑（普通畑・樹園地・牧草地）のこと。
や	有機農業	化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。

## (2) アルファベット順

	用語	説明文
A	A I	Artificial Intelligence の略称で、人工知能のこと。学習・推論・判断といった人間の知能の持つ機能を備えたコンピュータシステム。
B	B C P (事業継続計画)	Business Continuity Plan の略称で、自然災害や大事故等が発生した場合でも、中核となる事業を継続させたり、可能な限り短時間で事業を復旧させるための方法、手法などをあらかじめ取り決めておく計画。
C	C O <sub>2</sub> ゼロエミッション化	二酸化炭素の排出をゼロにすること。
G	G A P	Good Agricultural Practices の略称で、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。
I	I C T	Information and Communication Technology の略称で、情報や通信に関する技術の総称。
	I o T	Internet of Things の略称で、モノのインターネットのこと。世の中に存在する様々なモノがインターネットに接続され、相互に情報をやり取りして、自動認識や自動制御、遠隔操作等を行うこと。
O	O P U	Ovum Pick-Up (経膈生体卵子吸引法) の略称で、生体の卵巣から直接卵子を吸引採取すること。通常の性周期で得られる卵子数に比べ、多数の卵子を短い間隔で繰り返し採取でき、遺伝資源活用による能力の高い牛の効率的生産が可能となる。
S	S N S	Social Networking Service の略称で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。